

平成20年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成20年3月17日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	石 川 和 宏 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	永 井 久 君
総 務 部 長	塩 田 満 夫 君
市 民 生 活 部 長	野 口 直 人 君
福 祉 部 長	保 坂 悦 男 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 長	吉 井 勝 蔵 君
会 計 管 理 者	成 田 均 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
係 長	山 田 正 巳
主 事	川 野 輪 良 子

議 事 日 程 第 3 号

平 成 2 0 年 3 月 1 7 日 ( 月 曜 日 )

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

1 . 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は27名であります。本日の欠席議員は、9番村上典男君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

なお、去る3月6日にご議決いただきました道路特定財源の確保に関する意見書については、同日付をもって衆議院議長、参議院議長、並びに各関係大臣あてに提出をいたしましたので、ご報告をいたします。

---

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番上野 登君、16番横倉きん君を指名いたします。

---

一般質問

議長（石崎勝三君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

最初に、21番杉山一秀君の発言を許可いたします。

21番（杉山一秀君） さきに通告しておきました件につき、一般質問をさせていただきます。

まず、最初に、地球温暖化についてお尋ねをいたします。

世界の代表者が集まって京都議定書なるものをつくり、日本の二酸化炭素の排出量は決

定し、また、ことしの7月には北海道洞爺湖サミットが開催されると新聞、テレビなどで報道されております。今や世界各国でこの温暖化問題を取り上げ、大きな話題となっております。

笠間市としても、当然協力するための努力をしなければならないと思います。そのためには、夏のクールビズや、最近では市役所職員による買い物などに利用されるエコバッグなど、さまざまな努力をしております。

しかし、南極の氷が解け出し、国土が水浸しになる島々や、氷の上で暮らしているシロクマなども死活問題と言われております。こうした事柄につきましては、他人事とは思えず、黙って見過ごすわけにはまいりません。私たちにとっても、また動物たちにとりましても大変なことであり、深刻な問題だと思っております。だれもがきちんとした春夏秋冬といった四季が訪れてくれることを望んでおります。

最近の報道では、より一層生々しく放送され、確かに温暖化が進んでいるのかと重い責任を感じております。

笠間市としても、十分なる対策を考えていると思いますが、今やっている温暖化防止や、これからやろうとしていることはどんなことをやっていこうとしているのか。私たち市民が簡単にできることがあれば、こぞって協力していこうと考えておりますので、何をどのようにやっていけばよいのか、この件について詳しくお答えをいただきたいと思っております。

次に、新笠間市についてお尋ねをいたします。

このたび旧笠間市、友部町、岩間町の1市2町が合併をいたしました。その後、新しい笠間市を担当する皆様が大変なる努力をして、次第に住みよい笠間市になりつつあります。しかし、今になっても、合併をしなかった方がよかったとか、合併をしてよかったとか、さまざまな問い合わせが舞い込んでまいります。私なりに、合併した笠間市はこれからすばらしくよくなっていくのですと答えてはいるのですが、なぜか納得させるにはもう少し説明が必要なのかと思ったりもいたします。

そこでお伺いいたしますが、既に合併をした新笠間市によい点とは何か、また悪い点とは何かと聞かれた場合、どのように答えたら納得していただけるのか、お伺いをいたします。

あいまいな答え方では、納得していただけませんので、一番よいと思われる方法を、わかりやすくお返事のできる方法をお伺いいたします。

次に、これからのまちづくりのためにをお伺いいたします。

今や茨城県の1人当たりの借金は57万8,000円と、自分でも借りていないのに、既にそんな大金を借りていると報道されております。

最近、旧笠間地区には新しい店舗がどんどん立ち並び、私たちから見れば豊かな人たちもいるのかと驚かされたりいたします。しかし、今まで何百年と続いた古い伝統の店舗はどんどん追い詰められた経営をしていかなくはなりません。シャッターのある店はシ

ャッターを閉めるところが非常に多く、シャッター通りとさえ呼ばれたりします。

笠間市には、各地区に商工会があり、それなりの指導をしていると思いますが、笠間市としても黙って見過ごすわけにはいかないと思います。豊かなまちづくりをしようと叫ぶだけ叫んでも、何か具体策を見出して指導していかなければならないと思います。

このような現状の中で、笠間市としてどのように対処しているのか、今後どのようにまちの活性化をしていくのか、お聞かせいただきたいと思います。すべてカラスの勝手でしょうと言ったとしたら新しいまちづくりはできないし、また今後どのようにしていくのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

次に、下水道設置についてお尋ねをいたします。

長年考えた末に現在進行している下水道工事も、予想以上に加入する人が少ないと聞き及んでおります。古いトイレを壊して新しくつけかえるのに費用がかかるとか、なかなか難しい工事が必要になったりと、いろいろ気をもんでおります。

下水道工事には、組合より柵を設置していただけますが、柵までは自分の費用で引かなくてはならないと思います。また、道路の表通りならば比較的楽に設置できるのですが、少し離れると、つまり道路の裏の住宅になると、下水道の柵の設置ができないと聞き及んでおります。こうした場合、下水道につなげたいと思った表道路の柵のところまで自分で工事をやらなければならないのか、大変心配です。もし私道路として使っている場合には、この柵の設置をどのようにするのか、お伺いをいたします。

また、下水道につなぎたくない人には強制的につけた方がよいということではないでしょうから、つけなくてもよいのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、ここ3年間の収入支出について、まだ合併したばかりですので説明のできるころまでで結構でございますが、お知らせをいただきたいと思います。

そして、これからどのように下水道を行って普及させていくのか、あわせてお伺いをいたします。

以上、4点につき質問いたしました。わかりやすいご答弁をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

〔市民生活部長 野口直人君登壇〕

市民生活部長（野口直人君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

地球温暖化防止は人類共通の重要な課題であり、温暖化の急速な進行はすべての生き物の生存基盤を脅かす重要かつ緊急の問題でありますので、実効ある対策、取り組みが必要です。

2005年2月に京都議定書が発効し、我が国は、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスを2012年までに基準年である1990年より6%削減する約束が定められました。この目標を達成するために京都議定書目標達成計画を定め、エネルギーの効果的な利用、家電製品や自動車の省エネ化、温室効果ガス吸収源の対策、京都メカニズムの利用などの推進が図ら

れています。

笠間市では、2006年3月笠間市環境基本条例を制定し、これに基づき笠間市環境基本計画を作成しているところでございます。その中の循環型社会の構築、地球環境への貢献においては、地球温暖化防止に向けた取り組みなどを主要施策として上げております。この環境施策には市、市民、事業者の役割が明記されており、それぞれが協働して実施してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、現在行っている市役所の主な取り組みであります。室内では必要箇所以外の消灯、電気機器類の待機電源の切断、クールビズ、室外では公用車のアイドリングストップ、ハイブリッド車の購入、ノーマイカーデーの実施、グリーン購入、クリーン作戦、廃棄物の分別の徹底などを実施しております。

今後の笠間市の温暖化対策としては、市民、団体、事業者、市がレジ袋有料化に向けて協議を行っており、今月中には合意する見込みとなっております。

また、市職員事務研究会が市職員全員にマイバッグを配布し、CO<sub>2</sub>削減に対する職員の意識向上を図っております。

市民の皆様への広報といたしましては、2月23日に笠間環境フォーラムを開催し、基調講演や市内小学校による環境活動の成果発表とともに、笠間環境市民懇談会の分科会の座長3名が策定状況の報告を行い、その中で地球温暖化問題が報告されました。今後も、このような催しを行い、周知をしてまいります。

市民の皆様の温暖化防止に対する具体的な行動としては、買い物時のマイバッグの持参、電気機器の小まめな温度設定など節電の励行、アイドリングストップの励行、節水の励行、ふるの残り湯の活用、簡易包装商品の購入、通勤などの公共交通機関利用、自転車利用の推進、カーテンを利用した太陽光の調整、ごみの減量化、再利用、リサイクルの推進など、身近に取り組めることがございますので、さらなるご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君〕

市長公室長（永井 久君） 杉山議員の質問にお答えをいたします。

合併の効果といたしましては、まず、スケールメリット活用による財政運営の安定化でございます。それから、合併特例債等を活用した旧市町の垣根を取り払う幹線道路の整備や公立学校の施設整備、それから岩間駅周辺整備事業など、重点事業を短期間で実施することがまず挙げられます。

次に、経費の削減効果といたしましては、人件費といたしまして、特に市議会の皆様の自主解散によります削減効果が2億5,921万2,000円となっております。また、特別職の減や職員の定数適正化の定年退職者の2分の1の採用によります削減効果といたしまして、平成22年度までに4億8,722万9,000円の削減を予定しているところでございます。

市民サービスにつきましては、合併を機にサービスを全市内に拡大した医療福祉制度、いわゆるマル福制度でございますが、他市で行っていない単独助成を実施しており、さらに乳幼児につきましても対象年齢を就学時前までに拡大をさせていただいております。

さらに、保育所の保育料につきましては、少子化対策の一環といたしまして、旧3市町の最低の基準に統一をさせていただき、県内で3番目に多く軽減した保育料となっております。

さらに、本年2月20日からは、市内全域におきまして、市民の皆様が希望する場所から目的地まで利用者の乗り合いによって送迎をさせていただく新たな交通サービスでありますデマンドタクシーがさまの運行を開始いたしましたところでございます。

次に、課題といたしましては、合併によるものではございませんが、同時期に行われた三位一体の改革や国の税制改革によります市民の皆様が負担がふえたことや、合併に際しまして定めました各種手数料、使用料、負担金を市内全域での平準化という面で統一したり、補助金の一部見直しをいたしましたことによりまして、ご不満があるということにつきましては聞いておるところでございます。

今後も、市民サービスの向上を図るために、総合計画に基づき重点施策の計画や方針を定め、すべての事務事業で、市民と行政の役割分担や緊急性及び効率性等についての見直しを常に行わせていただきながら、重点事業への投資と少子高齢化や企業誘致など、緊急の課題につきましても重点的に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のように、笠間地区については、市街地を含む周辺地域に大規模な店舗が開店し、商店街ではシャッターを閉めている商店が目立ってきております。友部、岩間地区の商店についても同じような状況が見られ、さまざまな要因があるものと思われませんが、時代の変化に伴う対応のおくれや、後継者不足などによる経営意欲の衰退などが要因と考えられます。

各商工会においても、これらの課題に対してさまざまな取り組みを行っており、笠間商工会ではTMOを中心とした市街地活性化事業、各種イベントの開催、また友部商工会では経営意識の高揚を目的とする友部商工会塾を開催、さらに岩間商工会では岩間1店1品運動を継続し、商工会が中心となり実施しております。

このように、各商工会では、地域の魅力を生かした商品構成や意識啓発及び後継者育成等を行っております。しかし、経営者みずからが努力し、経営改善や商品開発などをどのようにしていくかが大きな課題であります。

市といたしましては、県や商工会と連携し、地元の創意工夫や若手商業者の参画による商店街活性化事業などの助成事業、また各種相談業務、経営指導などの支援を進めてまいります。

さらに、中小企業者には、金融制度を活用した支援として、自治金融や振興金融に対して市単独の支援策として保証料補給や利子補給を実施しておりまして、今後も、県や関係団体と連携して、経営の安定化に向けた各種融資制度の活用を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初に、私道として使っている場合に公共汚水楯の設置はどのようになるのかというご質問ですが、私道の場合には、私道内公共下水道設置要綱がございます。その要綱に公共下水道設置基準が示されております。

その内容につきましては、一定の条件が整えば私道内でも一般の道路と同じように本管を設置することができ、当該私道との境界から1メートル以内に公共汚水楯を設置することができます。

一定の条件とは、当該私道に公共下水道が設置された場合において、汚水を排除しようとする所有者の異なる2区画以上の敷地が当該私道に接していること、当該公共下水道に汚水を排除しようとする1戸以上の建築物が現存し、または近い将来建築予定のあること、当該私道と他の土地との筆界が明確に区分されており、または現地において当該私道が道路として使用されていること、当該私道にかかわる土地の所有者等全員から承諾が得られていることなどの条件がございます。

なお、当該私道に1区画しか接していない場合には、当該私道には本管は設置しません。その場合には、公道に接しているところから1メートル範囲の中に公共汚水楯を設置いたしますので、そこから家庭の汚水排水口までは個人負担で排水整備工事を行っていただくこととなります。

次に、下水道につなぎたくない人はつなげなくてもよいのかというご質問でございますが、このことにつきましては、下水道法第10条及び笠間市公共下水道条例第3条に規定されておりまして、公共下水道の供用が開始された場合には、当該公共下水道の排水区域の土地の所有者または使用者は、沈滞なく排水整備工事、いわゆるつなぎ込みの工事をしなければならないという規定がございます。また、くみ取り便所が設けられている建築物の所有者は、同法11条の3に規定されており、3年以内に水洗便所に改造しなければならないということになっております。

次に、3年間の下水道事業の収入支出についてというご質問ですが、平成18年3月に合

併しておりますので、18年度の収支ということで、使用料収入に対する維持管理費についてご説明申し上げます。

下水道使用料として入ってきます収入が4億2,249万円に対し、処理場の管理委託、光熱水費、修繕料及び管理担当の人件費等の支出合計が2億3,925万円で、差し引き1億8,324万円となっておりますが、18年度公債費償還額12億6,019万4,000円は含まれておりません。

また、各施設の老朽化が進んでおり、今後処理施設等の修繕費用がかかるものと思われるので、そのための費用等に充当していきたいと考えております。

最後に、今後どのようにしていくのかというご質問でございますが、公共下水道事業全体計画面積につきましては2,813ヘクタールで、平成18年度末までに整備を完了した面積が1,157ヘクタールであり、全体計画から見た整備率が約41.1%という状況でございます。

また、事業を行っていく上では、5カ年程度で整備をするため事業認可を取得しなければなりません。現在の事業認可面積につきましては1,638ヘクタールでございます。今後、財政状況を勘案し、事業認可計画に沿って整備を進めてまいります。

なお、参考までに、笠間市全体の生活排水の水洗化率につきましては、平成19年3月末現在において、公共下水道が73.6%、農業集落排水が84%、合併浄化槽が39%という状況でございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 21番杉山一秀君。

21番（杉山一秀君） 今、それぞれに係からご説明をいただきましたが、納得できないところもあるような気がいたします。

それでは、地球温暖化について、国の方から、このぐらいは笠間市でやってほしいというようなことはなかったのでしょうか。また、今、いろいろマイバッグとか、電気を消しなさいというようなことがあるようですけれども、とにかく我々が、意識の中で、こんなことをやっていけば温暖化が防げるなど思わなければだめでしょうから、そういう意識改革のために、もう少し執行部の方で訴えていただきたいなと思います。

質問は、国の方からか、県の方からか知りませんが、笠間ではこのぐらい削減をしてほしいということはあったのかどうかということと、意識の改革といいますが、そういったものの問題をもう少しご説明をいただきたいなと思います。

それから、新笠間市の、聞かれた場合の答え方はいろいろあるようでございますが、なかなか全部を立証するというわけにもいかないわけなんです。時間があればゆっくり話ができるでしょうけれども、一言で言うならば、こういうことがあるからよくなったとか悪くなったということがあるのかどうか、その1点だけをお尋ねをいたします。

それから、まちづくりのために今いろいろとご苦労をなさっているようでございますが、商工会のことばかりが言われておりまして、市としては、こんなふうにやられたらいいの

ではないかという方針があるのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、下水道につきましては、いろいろ努力をされておりますが、法的にだれもが入れなければならないということでもありますから、どういうふうに今PRをしているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 杉山議員の2回目のご質問にお答えします。

国の方からこのようにやれということではなくて、そういう法律がありまして、そのために18年3月に環境基本計画条例をつくりまして、その条例に基づきまして環境基本計画をつくりまして、今後進めていくということになります。

それと、市民の皆様には、この環境基本計画、議会の方には後でご報告いたしますけれども、今年度策定しまして20年度から施策実施に入るわけでございますけれども、市民の皆さんには概要版としまして各戸1部ずつ配布しまして、それらの実施に対するご協力をお願いをするわけでございます。

それらの実施に当たりましては、庁舎内に環境基本計画の推進会議がございまして、その中で各課と連携とりましてその主要施策の実施ということを行いまして、あと市民の代表からなります笠間環境市民懇談会がございまして、それらの皆さんの進捗状況、意見や提案をいただきまして、最終的には、笠間市の環境審議会がございまして、その中で進捗状況などを審議していただきまして、毎年、それらについては市民の皆様にも進捗状況をお知らせしながら、今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 杉山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げさせていただきましたが、私どもの方、スケールメリットというお話をさせていただきます。これにつきましては、3万人から5万人の市へということでございますが、それにあわせて大きくなったことでよかったこと、いろいろあるかと思っておりますけれども、一番数字で言いあらわしますと人件費、それから公の施設等がすべて共有の活用ができるようになったということ、それがなかなか端的に一言では、確かにお話をされているとおりでございます。

それから、もう一つは、どうなんだということがございました。それは、大きくなったスケールメリットの逆でございますね。顔が見えないというような部分も、私の方でお話を伺っております。

できるだけ私どもの方も、いろいろ地域におきましても、議員の皆様からもいろいろご意見をいただいております。市民サービスに十分これからも注意しながら、大きくなった部分を生かしていきたいと、そういうことで対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 杉山議員さんの再度の質問の中で、中心市街地の衰退、こういう中で商工会の政策はわかったと、そして市の方針は何なんだという再度の質問でございます。

まず、全国的に、中心市街地の活性化というのは大きな課題になっております。非常に厳しい状況の中ですが、背景には車社会というのが大きくあるかと思えます。そういう中で、基本的には、商店側から見れば、消費者をどうとらえるかというのが大きなかぎになるのかなと。そして、消費者側からの視点とすれば、品ぞろえ、あるいは価格の問題、そして安心安全、それからほかにはない魅力ある商品等、こういうものが消費者側からの視点ではなかるうかなと思えます。そして、まず車社会の中で都市基盤の整備、まちづくり、あるいは都市計画法に基づいた、こういう部分も基盤にあると思えます。

それから、個人のお店で、規模にもよりますけれども、限界があると思えますが、まずは、商店街としてどう取り組むのかというのが大きな課題になるかと思えます。

それから、基本的に、市民のニーズに対する商店主の意識、意欲、この辺が大きなかぎになるかと思えます。

現在、友部駅の橋上化、あるいは岩間駅も動き出してきております。こういう中で、今後も商工会と連携しながら、そして地域の意向を把握しながら、積極的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 加入促進のPRについてとのご質問でございますが、まず説明会の実施、これは工事説明会や受益者負担金説明会等において加入促進を図っております。また、市報、週報、ホームページによる周知を行っております。

次に、下水道促進週間コンクールの実施、これは主に小中学生を対象に行っているところでございます。また、未接続者宅への戸別訪問等を行って促進活動に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 21番杉山一秀君。

21番（杉山一秀君） それぞれの部門によってご説明をいただきました。細かいことにつきましては、また窓口に行ってお話を聞きたいと思えますので、きょうはこの辺で終わりにいたします。どうもありがとうございました。

議長（石崎勝三君） 杉山一秀君の質問を終わります。

次に、7番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

その前に、議長をお願いしておりました茨城県後期高齢者医療制度における保険料算定図というのを全員に配付していただきたいと思い、お願いしておりますが、よろしく願います。それをしてから質問に入りたいと思います。

議長（石崎勝三君） 暫時休憩をいたしまして、配らせます。

午前10時36分休憩

---

午前10時37分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番（鈴木貞夫君） では、一般質問を行います。

本年4月から後期高齢者医療制度が実施されます。私は、この間一般質問でこの問題を取り上げてきました。また、県広域連合議会も4回にわたって市の広報でお知らせがありました。残念なことに、その制度の実態がよく理解されません。

今から2年前、2006年6月に自公を与党とする今の政府がこの法案を国会で成立させました。何ゆえ75歳以上を切り離し、差別する後期高齢者医療制度をつくったのでしょうか。

厚労省審議会は、75歳以上の高齢者の特性を、治療の長期化、複数の病気を持つ、多くの人に認知症が見られる、いずれ避けることができない死を迎えたとし、医療費がかかり過ぎる、削減をする必要があるというふうに基本的に決めております。法案成立直後からその問題点が指摘され、一部凍結をせざるを得ないような状況になってきております。

今、全国の地方議会1,800の約3割を超える520もの議会が、抜本的見直し、中止を求める意見書が採択されております。国会では、2月28日に民主党、共産党、国民新党、社民党の野党4党が中止法案を提出しました。実施を前にしてこのような法案が提案されたことは、今までかつてありません。

茨城県広域連合議会も意見書を採択いたしました。県内でも、水戸市、日立市、筑西市、常総市、桜川市、つくばみらい市などで意見書が採択されております。

市の広報、一般紙ではこの制度はわかりにくく、広域連合は決定するだけで、実務は市の業務で大きな負担となってくるものと思います。

私は、当制度が高齢者に対し具体的にどのような影響があるのか、以下質問いたします。まず、保険料についてです。

茨城県は、保険料は1人6万9,355円、均等割が3万7,400円と、所得の低い人ほど高くなっているのが事実です。今まで医療費の10%負担とされていましたが、実際には保険料の中に、今配りました表を参考にいただければありがたいと思いますが、医療費以外の経費として、レセプト審査手数料、健康診査費用、葬祭費等合計9,186円が含まれます。さらに、滞納分が3%あるとして、県下全体では6億円を超えるので、1人当たり2,081円が保険料に上乗せされております。

また、保険料を決めるとき、本人の収入ではなく世帯主の収入で算定されます。この場合、保険加入本人が無収入であっても、均等割の7割削減がなく3万7,400円の支払いです。また、本人が世帯主で収入がなければ、同じような世帯で同じ収入でありながらも軽減措置がされるという事例も起きております。本来、この後期高齢者医療制度は、個人加入をしている保険として、このような制度は矛盾しているのではないのでしょうか。被保険者本人の収入を基準とすべきです。

年金収入が1万5,000円以上は天引きされますが、例えば月2万円の年金の人は、保険料が月に3,120円ぐらい、介護保険料を含めると月に7,000円になり、年金の35%が天引きされることとなります。年金が月1万5,000円以下の人の減免、それをされても年1万1,200円が徴収されます。

広域連合は、該当する人たちは被保険者の全体の20%と見ています。笠間市の被保険者は9,471人です。その20%は約1,900人です。保険料の総額は約2,000万円となります。広域連合は、保険料の滞納を3%とみなし、保険料に上乘せしています。その額は、先ほども言いました1人2,081円です。年金から天引きされない人、収入のない人たちの中に、この3%の人たちがいるというふうに見ております。保険料を高くしている医療費以外の経費9,186円及び先ほど申しました3%の未納の人たちの2,081円、それらを加えますと1万1,000以上の額となります。これらの年金がなく、また収入の低い人たちの市独自の減免措置への公費負担を求めることが必要と思いますが、まず市長の見解を伺います。

次に、医療給付について伺います。

この制度は、75歳以上と、65歳から74歳までの障害ある人に、今まで国保制度になかった差別診療が行われようとしていることです。2月13日の中医協で、外来入院、在宅終末期の各分野で診療を制限し、別途の診療報酬体系を決めました。高齢者担当医とはどのような制度なのでしょう。また、診察料を月6,000円を限度としている、その中身は何でしょうか、まず伺っておきます。

また、在宅死、みとり率を40%に引き上げる。終末期ばかりでなく、入院医療では早く退院させることに重点を置くとしています。今の家庭の状況でそのようなことは実施できるのでしょうか。

前回、私の一般質問で触れたこの件では、24時間365日往診体制が市内で2カ所あるというふうに回答がありました。この施設はどんな体制なのでしょう、伺います。

次に、医療機関に支払う診療報酬の件です。

一まとめにして包括払い定額制は、定額を超えてしまったらば、保険料の支払いをしても診察は打ち切られることになるのでしょうか、伺っておきます。

三つ目に、健康診査について伺います。

現在、老人保健法に基づく健診は、40歳以上を対象にして市で実施が義務化されています。4月から75歳以上は努力義務とされ、血圧を下げる薬などを使用している人たちは健

康診断から除外です。75歳になったら健康診断は必要ないとは、早期発見、早期治療に逆行し、かえって医療費の高騰を招きかねません。広域連合は健康診断の実施を全体の市町村で行うとしておりますが、全体の25%しか見ておりません。また、検査項目も市町村が決めるとしております。全員を対象にすべきだと思いますが、伺います。

次に、40歳から74歳、この人たちの健康診断は、今度は義務とされました。いわゆる特定健診、一般に言われるメタボ対策の問題です。この計画と指導はどのように考えているのでしょうか。

また、今までの健診の実施費用は市町村が負担としていましたが、4月からは、その費用は受診者が加入している保険者に請求されるとしております。このことは、国保では市の国保会計からやるということになりますが、このように加入する保険者に請求されるとしておりますが、その総額はどのくらいと見ているのでしょうか。また、それが国保税にかかってくるか、伺っておきます。

次に、資格証明書の発行をしないことを求めます。

私は、質問の中で所得の低い人への減免を求めましたが、資格証明書を発行された人の受診率は極端に少なくなるとの調査もあります。広域連合は資格証明書を機械的に発行しないと声明しておりますが、実施するのは市です。市の業務の負担にもなります。負担軽減になると考えますので、広域連合に資格証明書を発行しないよう求めるべきであると考えますが、見解を伺っておきます。

次に、まちづくり特例市の指定導入の問題について伺います。

私は、全国もこの問題を取り上げました。2月9日付の茨城新聞に、国の出先改革に提言という全国知事会の記事がありましたが、今後、国県から市への移譲がさまざまな分野で進んでくると思われます。行政のスリム化の一方で、移譲が進めば市の仕事量は増加するではありませんか。知事会は、業務移譲に伴って地方への負担転換とならないよう、必要経費について確実に財源の手当てが絶対条件とっております。私は、前議会でまちづくり特例市について質問の際、職員増になるのか、財源必要経費は国県から保証されるのかについて質問しましたが、はっきりした回答がありませんでした。再度伺います。

次に、オートレース専用場外車券場設置問題について伺います。

この件について、私は、まず市長の基本的な姿勢の問題として見解を伺っておきたいと思えます。

笠間は、自然が豊かで、歴史文化のまち、石材や陶芸により多くの観光客を迎えております。笠間の観光資源は重大であります。その笠間市に、ギャンブル施設はふさわしくありません。市長はどのようにお考えでしょうか。

12月3日の全員協議会で、資料として経過報告がありましたが、その後の経過についてはどのようなになっているか伺っておきます。

この計画場所は、地区としては72区です。しかし、地図上から見ますと、才木交差点を

中心とした4区、また佐城小学校、笠間小学校等への影響が大きいと考えられます。市民へこの問題についてはまだ知らされておられません。多くの市民から意見を聞くべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

以上で、第1回の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） ここで暫時休憩いたします。

なお、11時より再開いたします。

午前10時51分休憩

午前11時01分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番蛭澤幸一君が所用のため退席をいたしました。

保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 7番鈴木貞夫議員の質問にお答えをいたします。

まず、初めの質問、保険料でございますが、医療費以外の9,186円でございますが、レセプト審査手数料、保健事業費、葬祭費については、制度運営上、健康の保持及び福祉のため必要と考えております。

また、収入が低い、ない人への市の独自の減免については、被保険者の所得割、均等割の合計で保険料が決定されるわけでございますので、低所得者の方につきましては均等割のみが賦課されます。また、本人、世帯主の所得により軽減措置を設けており、後期高齢者医療制度は高齢者の医療の確保に関する法律により新設された保険制度でございますので、相互扶助の制度といたしましてすべての加入者に応分の負担をいただくことになっておりますので、市独自の減免措置は考えておりません。

次に、国県への公費負担を求めることですが、必要と思うかどうかとの質問でございますが、保健事業につきましては、制度変更に伴い、県による公費助成の定めがなくなりました。広域連合としましては、昨年11月16日付で茨城県に公費負担の要望書を提出しております。

2番目の医療給付についてでございますが、高齢者担当医とは、複数の疾患にかかることの多い後期高齢者は継続的に診療生活を支える必要が高いことから、継続的に病状を把握する担当医として位置づけられており、高齢者の心身の特性、診療計画の策定や高齢者の機能評価の方法に関する内容の研修を4日間受ける必要があります。

次に、診療料6,000円とは、後期高齢者医療制度で慢性疾患での包括医療の後期高齢者診療料が新設されるものです。中身につきましては、高齢者担当医による医学管理費、検査、画像診断、処置費が含まれます。薬代などは含まれておりません。外来診療において治療の長期化、複数の疾患の罹患といった心身の特性を踏まえ、慢性疾患等に対する継続

的な管理を行うことが評価される診療報酬で、具体的には、主治医が他の医療機関での診療スケジュールを含めた診療計画を作成し、心身にわたる総合的な評価や健診等を通じて患者を把握し、継続的に診療を行う診療行為に対しての診療報酬です。糖尿病、脂質異常症、高血圧性疾患、認知症など、主病と認められる慢性疾患の治療を行う患者1人に対して1医療機関のみ月1回算定することになります。

次に、24時間365日往診体制の市内2カ所の施設はどんな体制なのかという質問ですが、1医療機関では、介護認定者で訪問看護を実施している患者さんに対して24時間365日往診体制で取り組んでおり、県立中央病院との連携を図っていると伺っております。もう一方の機関では、24時間365時間往診体制及び県西病院との連携を整えていると伺っております。

続きまして、医療機関に支払うべき診療報酬を一まとめにして包括定額制は、定額制を超えたら保険料を支払いしても診療を打ち切られることになるかという質問ですが、医療機関では包括払い定額制につきまして6,000円の中で診療になると考えられますが、市としては、診療が打ち切られることはないと思います。

3番目の健康診査でございますが、後期高齢者の健康診査につきましては、後期高齢者医療広域連合の努力義務となっており、健診日に後期高齢者の被保険者になっていることが条件となっております。当市においては、今までどおり当該年度で75歳以上になる方も含め、全員を対象に実施いたします。

次に、40歳から74歳の特定健診のメタボリックシンドローム対策の計画と指導についてでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年度から、各医療保険者に対し特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられました。これによりまして、当市といたしましても、このたび平成20年度から平成24年度までの5年間の笠間市特定健康診査等実施計画を策定しているところでございます。

この計画において、平成24年度までに達成すべき目標値、実施率を定め、特定健康診査実施率は健康受診率対象者の65%、特定保健指導実施率は保健指導対象者の45%、そしてメタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率は10%の計画を定め、年次計画により実施してまいります。

次に、平成20年4月からの特定健診費用総額はどのくらいかとのご質問でございますが、平成20年度受診目標値を40%として、4,591万円の支出となる見込みでございます。

次に、国保税にかかってくるのかとの質問でございますが、ただいま説明いたしました費用額から国及び県からの補助金及び個人負担金1人1,000円を差し引いた金額が、平成20年度は約2,767万円を国保税で賄うこととなります。

4番目の資格証明書の発行についてでございますが、災害時の特別の事情もなく保険料を滞納することは、被保険者間の負担の公平性を確保できません。このため、資格証明書の交付は、保険料未納者への対応として必要と考えております。

ただし、機械的に交付するものではありません。まずは、市において滞納者の実情を十分把握し、納付相談など折衝の機会を多く設けてまいります。発行の決定につきましては広域連合でございます。

以上で説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君〕

市長公室長（永井 久君） 鈴木（貞）議員の質問にお答えをいたします。

国県からの権限移譲につきましては、行政サービスをより住民に近いところで行うという地方分権の趣旨を体现するとともに、国県と地方との二重行政の解消や、行政機関の統合など行財政改革による行政コストの大幅カットをも実現するものでございます。

また、権限移譲に伴う組織機構の再編や職員の適正配置により、低コストで、より住民ニーズに的確にこたえ得る行政体制が構築できるとともに、市町村が権限を持つことによりまして、住民の知恵と力を結集し、地域の個性や特色を生かした魅力的な地域づくりが行えるようになり、地域活性化につながるものと考えております。

笠間市におきましても、まちづくり特例市の指定に伴う権限移譲を20年度と21年度の2カ年にかけて実施することにいたしております。市が地域の特性に合わせた自主的、自立的なまちづくりが行えることになり、最終的には各行政分野の横断的な連携による総合行政が可能となり、行政サービスの向上が図られるものと考えております。

職員増になるのか、財源や必要経費は国県から保証されるのかということでございますが、職員につきましては、現有の職員、現在の職員でございますが、人事配置により対応していきたいということで考えております。また、財源や必要経費につきましては、市民サービスの向上のための経費は市が負担すべきものと考えておりますが、県において事務権限の受け入れに伴い必要になる経費の助成といたしましては、地方財政法に基づく事務処理交付金があります。また、県職員との対等交互交流、費用負担は市となりますが、県職員の派遣など人的な支援も受けることができます。

今後も、地域の活性化と行政サービスの向上をもたらす権限移譲につきまして、積極的に推進していきたいと考えております。

次に、3番の質問でございます。昨年12月3日に全員協議会でご報告申し上げましたオートレース場場外車券場設置について、これまでの状況を改めて経過説明をさせていただきますと、平成18年3月に、オートレース場場外車券場を大淵地内のパチンコアルファ跡地に設置したい意向での来訪がありました。同年8月には、開発許可を受けている建築物の用途を変更する都市計画法42条の申請を県に進達いたしました。その前段で、市といたしましては、地元への説明会実施が必要であること、また説明会の範囲について国と協議し、県にも実施前に報告いただきたいことを事業主に伝えておりました。

しかしながら、その後の進展がないまま約1年以上経過をいたしました昨年の11月に、

当該事業の設置場所となります72区の地元秋祭りの場におきまして説明が行われたために、事前に市に連絡した上で地元説明に入るよう、指導をさせていただいたところでございます。

議会報告後の経過といたしましては、当該施設設置の所管となる経済産業省から、許可の条件として、地域住民の同意が必要な範囲が示されたために、ことし2月に事業主から具体的に説明会等を実施する地区や今後のスケジュールなどの報告があり、事業施行者であります川口市とともに、4月ごろから説明会を実施したいとの内容でありました。そのため、周辺住民の方々に周知をさせるよう国が示した地元の範囲の考え方を基本に、市としましても、広範囲に説明会等を実施するようお願いをいたしたところでございます。

次に、才木交差点や佐城小、笠間小など周辺への影響があるのではないかとのご質問でございますが、事業者の説明では、国土交通省国道管理事務所や茨城県警との協議により国道50号線に右折レーンを設置するとともに、出入り口には警備員を配置するなど、周辺交通や歩行者に配慮することの説明があり、小学校児童の通学や周辺地区などへの影響は少ないものと考えておりますが、地元の意見を重視しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、最初に、基本的なことについて答弁をさせていただきたいと思っております。

我々地方自治体は、国民の代表である国会議員で構成する国会、すなわち立法府で成立した制度を適正に混乱なく実施していくのが、私は地方自治体の役割だと思っております。

今回の後期高齢者制度につきましては、2006年に国会で成立をしたわけでございます。その後、制度についてのいろいろな意見が衆参両院議長に意見書として提出されているという話は、私も伺っております。私の資料によりますと、484件の意見書が出されているということでございます。

市としましては、高齢者の医療制度を維持する上で、受益者に応分の負担をしていただき、適正に混乱なく運営をしていくことが必要であると考えておりますので、市独自の減免措置については考えておりません。

なお、この制度スタート後いろいろな改善点が出てくれば、行政としては、広域連合等を通じて要望をしていきたいと考えております。

次に、オートレース専用場外車券場の設置についてでございますが、このオートレース場の設置についての許認可は、経済産業大臣となっております。その判断には、地元地区住民の同意は必要となりますが、法的に、地元の自治体である笠間市の同意は必要とはされておられません。しかしながら、事業施行者が川口市になることから、市の意見も求めら

れるものと考えております。

あわせて、パチンコ店から場外車券場への都市計画法に基づく用途変更については、県が許可判断をする段階において市の意見を求めてくることとなりますので、事業施行者である川口市が今後実施する地元説明会などによる住民の意向を勘案しながら判断していきたいと考えております。この説明会を実施することで、市民の皆様への周知が図られていくものと考えております。

市としては、地元の意向を重視しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 今、答弁いただきましたが、市長には改めて再度またお願いしたいと思っております。

私は、この質問するに当たって、県の広域連合議会での資料その他もいろいろ調べさせていただきました。皆さんの手元に配ったその資料も、その一つであります。この保険料の問題、一般的には被保険者は10%の負担だと言われていたんですよ。ところが、私も、2月15日の県のこの資料を見て、初めてその中身についてわかったんですね。これよく見てみないとわからないんですけども、いわゆるこういう表ですね。

この10%というのは、公費負担その他ありますけれども、給付費のみで、その隣にあるBとC、葬祭料とかレセプトの保険料とか、そういう問題がすべてそこに入っているんですね。金額は、審査の手数料が2,972円、高齢者の健康診査1,379円、財政安定化基金が602円、葬祭費などが4,233円で9,186円です。さらに、茨城県の場合は、いわゆる保険料の未納が3%いるだろうと。その3%は6億幾らあるから、それを全部の被保険者で割れば2,081円になるからそれも保険料に上乘せしているんですよ。もし100%収入があった場合は返すんですか、これおかしなことだと思いますよ。いわゆる未納の分までも保険料に入れて、合計で1万1,000円を超える額が、いわゆる10%に上乘せされていると。10%ではないんだという説明をやっぱりすべきだと思うんですね。

7万4,000幾らあるうちの1万1,000円ですよ。例えばここまで含めて保険料を10%とするならば、1万円の減額になるんですよ。この辺のことについては、やはり私は公費負担ということが必要じゃないかと思うんですね。

市長は、通り一遍みたいに簡単におっしゃいましたけれども、私が公費負担その他をしつこく求めるのは、何も市独自とか何とかじゃないんですよ。法律上もちゃんとそのことが、高齢者の医療の確保に関する法律の103条では、市町村は、後期高齢者医療に対する費用に対し補助金を交付することができるというふうに書かれているんですよ。減免措置もいいんだと、交付金を出してもいいですよと、こういう法律で決められているから、そういうことがある以上は、市独自の負担ということも考えないと大変なことになるんじゃないかということを私は指摘したわけです。その辺の認識もあって、市長は、こういう問

題について、先ほど部長の方からも答弁ありましたけれども、負担はしないというふうな簡単な答えですね。

確かに、立法府で決めました。一昨年の6月に決めた法律です。しかし、全国的にこれだけ問題視されて、あと2週間足らずで実施されるというのに問題にしている。その辺がこの法律の一番問題点なんです。こういう保険料の問題もさることながら、私はそれについて市長がこの103条というのを認識されていて、それで私は、何も市だけでなく、国や県に対しても、市の方から、そういう諸経費については県なり自治体で見べきじゃないかという要請を出したらどうでしょうということを私は再度求めたいと思うのです。

あと、健康診断の問題ともかかわりますけれども、この中に健康診査料というのが1,300幾ら入っているわけですね。しかし、広域連合は、この75歳の健康診査を25%しか見てないんですよ。4人の1人しか計画していないんですよ、茨城県の広域連合では。全員から診査料を取りながら、4人に1人しか来なくていいですよ。それでまた厚生省は、費用がかかり過ぎるから、高血圧だとか、または心臓病その他、薬の名前は今ここで挙げませんが、そういう薬を定期的に飲んでいる人は健康診査しなくてもいいと、除外しているわけですね。それは厚生省の指令ですよ。そういう初めから除外している人まで、何で健康診査料を取るんですかということですよ。私はおかしいと思いますよ。

行く行かないは、その人の勝手ですけれども、初めから除外された人まで何で健康診査料を取ってしまうのか。私は、取る限りは全員を対象にして、大変であっても市はこの健康診査を実施するように広域連合に求めるなり、市はそういう努力を私はすべきだと思います。

その辺について、これはただ部長の考えよりも、やっぱり市の全体的な施策の問題として、市長の決意の問題ですよ、さっき言った103条を含めて。そうしないと、回答は部長の方から出てこないと思うんです。全員やりますというのは、努力しますと言えばそれまでの話ですから、私はその辺のことを保険料とその問題については言っておきたいと思うのです。

それと、この医療給付の問題です。これよくわからないんですよ。月6,000円で、いろいろな診査します。6,000円を超えて担当医が決まると。そこでいろいろ検査して6,000円以上かかったら、その人が病気であっても、検査しなくてもいいよということで打ち切っちゃうんでしょうかね。月6,000円ですけれども。保険料を取りながら、私が心配するのは、6,000円になりましたから今月は診療できませんということで打ち切られるのかどうか。しかし、保険料は取りますと。これはどうしても納得できないんですよ。

この問題、幾ら言ってもここでは解決できないと言えばそれまでですけれども、私はこの問題というのは、一つには、どこが責任とるかという問題もあるんですよ。国がとるわけじゃない。じゃあ県はどうするか、広域連合議会をつくっただけです。そこで決めただけです、条例を。そして、その実施は市の職員なんですよ。これは市の職員にみんな不平

不満行くんですよ。これは大変なことですよ、今だって事務量大いと思うのですけれども。

そういう点で、その辺のおかしなところというか、不合理性のあるところというのは、国や県、また広域連合に求めて、ちゃんと皆さんが納得できるような思料するということが私は必要だと思うんですね。

例えばこの終末期医療、終末期という問題、どうなんですかね。75歳以上が終末期迎えるんですか。何歳でも終末期ありますよ。どんな人だって、病気になったりいろいろなことで。75歳以上だけは、なった途端に終末期医療だということで、あんた3カ月の余命ないからもう退院ですと、家へ帰りなさいと、極端に言えばそういうことです。そうすれば病院に対して1,000円とか幾らの報償金みたいな出しますよと、こうなっているんですね。

そうすると、そういうふうな人たちを受け入れるような地域が今あるかどうかと心配なんですよ。ひとり暮らしの老人はどうなんでしょうか。夫婦で二人だけいて、二人とも年をとっている場合、病人が家に帰ってきたらどうなんでしょうか。地域で面倒見られますか。

私は、その2カ所笠間市にあるということを知りましたよ。だけど、答弁は、24時間365日往診しますというんですよ。医者がそこにいるんですか。これ聞くと、介護施設ですよ。後期高齢者を中心にした施設じゃないんですよ。まだ始まってみなければ、何人になるかわからないと言えばそれまでの話ですけども、じゃあ、始まりました。夜中にうちのお父ちゃんおかしくなったから来てくれと言ったって、救急車呼ぶんですか、それともどこへ電話するんですか。担当医がちゃんといるんですか。看護師さんがいるのか、お医者さんがいるのか。そういう施設なのかどうか。言ったからには、そういうことについて責任を持つような施設をつくらないと、この介護保険制度というのは大変なことになる。

保険料の問題もいろいろ言えば切りがありませんけれども、それと、この健康診断の問題ですね。私は、市内の医者から、こういう社会保障診療報酬支払基金というところが出したパンフをもらいまして、コピーとったんですけども、こういうのを知っているかと思われたんですね。ここにはいろいろ書いてあります、支払基金の方ですから。とにかく今度義務になるわけですね、40歳からは。健康診断が義務になるわけですよ。だけど、笠間のような国保の場合、義務だといって、さっき60%とか何とかと言いましたけれども、そういう人たちを普通の日に集めることができるんですかね。夜中にもやるのか、夜中は大げさにしても、休みの日にもするのか、夜もやるのかということ、これは起きてくるんじゃないですかね。それで、これもペナルティーがかかっているわけでしょう。

例えばこれ見ると、メタボの問題ですね。メタボというのは私も90あるからちょっと心配ですけども、統計によると、4割はいるんですよ。それで、もっとあれによると、細かい資料はここではあれですけども、半数以上がメタボの可能性あるというふうに言われているんですよ。そうすると、メタボになりましたと。その人に対して、1人20分以上ですよ、個別指導すると。何人が集めたグループでも80分間は指導すると。

そうすると、笠間で何人ぐらいになるかわかりませんが、4万人対象としたら、

1万人ぐらいはメタボの可能性というのはあるんじゃないですか、こうやって見ても。そうすると、例えば数千人いるメタボの人たちを1人20分ずつなんて、できないでしょう、グループにしたとしても。10人ずつしたって、毎日毎日やったって3年ぐらいかかるような、それで、半年間なら半年間の計画を立てて、それによって胸囲その他が改善されなければ保険者にペナルティーですよ。国保会計の上にペナルティーが来て、金が取られると。そうすると、それが保険料にはね上がるということになるんですよ。

この対策というのは、どこがやるんですかね、74歳まで。市の職員がやるんですか。それとも、どこかへ全部委託してやるんですかね。これは市として、ああそうですかと言ってられない問題じゃないでしょうか。

それで、これ見ますと、今までは、いわゆる基本的健診というのは、実施は自治体が行うと。対象者は全部住民だと、40歳以上。今度は違うでしょう。実施は国保で、対象者は国保だとか社会……だから、違うんですね。今までは一括だけれども国保だけをやる。それで支払い請求は、この支払基金、そういうところから今まで自治体に来たのが、自治体じゃなくて国保会計に来ると、この健康診査の。

それで、これは驚くべきことに、このような健康診査をもし続けていくなら、これは茨城新聞の2月24日のあれですけれども、医療費が5億円ふえちゃうとここに書いているんですね、この健康診断をやってそのような患者をつくり出せば。これは重大な問題ですね。自治体でどのぐらいふえるかわかりませんが、私はこれらに対する対策というのは、実際は4月からやらなきゃならないわけですから、それについて真剣にどういう計画なのかということ綿密に立てないと、大変な職員の負担増になるんじゃないかと私は思うわけですね。

終末期医療のことも言いました。とにかくその辺については、ちょっと回答を私はいただきたいと思うんですよ。

それで、保険料の滞納者の問題ですね。均等だと何とか部長おっしゃいましたけれども、保険の対象者へのいわゆる資格証明書の発行というのは、今までの国保においては、たしか70歳以上の高齢者が滞納しても保険証は取り上げないとなっているんですよ。ところが、75歳以上の後期高齢者医療は、法律の中で、1年以上滞納したら取り上げるとここに書かれちゃった。これ大変なことだと思うんですね。

さっき滞納が3%という話が出ましたけれども、それは年金もなく収入もない、本当に大変な人たちは3%ぐらいいるだろうというのが県の予想なんですね。その人たちが滞納するわけですよ。1万5,000円以上年金のある人は、滞納したくても天引きされますからみんな保険料はちゃんと払います。本当に最下層の人たちです。その人たちに対する手当てというのを考えなければ、うんと金のある人は別ですよ。だけど、そういう人たちは本当にますます大変になっていくんじゃないかと思うわけですね。

それと、まちづくりはまたやりますけれども、市長さんに一言お伺いしたいのは、笠間

50号を入れてきて、今度ああいうオートができる。市内に来たらパチンコ屋が何軒もある。今、飯合のあそこ見たことありますか。夜行けば真っ赤な、何かやみの中に浮かび上がりますよ。パチンコですよ、パチンコ屋。そういうのができている。観光であって、それを主産業としてやるならば、笠間のまちに入ってきた人が、これは何だ、ギャンブルばかりじゃないかというふうなことよりも、私は、これは市長の考えとして、こういうものはつからないということが必要じゃないかと思うんです。その辺のことについても回答をお願いしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員から、いろいろ制度的なものについてのご意見がございました。先ほど申しましたように、私どもとしては、法律として成立したものでございますので、それらの制度を混乱なく適正に運営していくことが必要だと思っております。この後期高齢者制度についても、同じでございます。

そして、市町村が補助金を出すことができるということは承知しておりますが、出すことと、できることは別問題でございます。

ちなみに、県内の自治体では、補助金、助成金を出す自治体は今のところございません。

県に対しては、先ほど部長からも答弁をいたしました。去年の11月16日に、県の公費助成についての充実を図っていただきたいということで、広域連合、並びに市長会、町村会で要望書を提出しております。現在のところ、県の方からはまだ回答が出てきておりません。

それと、後期高齢者制度になりまして、75歳以上の健康診査でございますが、これも先ほど部長から答弁をいたしました。今までどおり実施をしていくということは変わりはありません。

それと、オートレース場につきましては、市としては、まだ意見については出しておりません。先ほど申しましたように、地元の意向を十分踏まえながら対応していきたいと考えております。

ただ、そういう施設ができたから観光施策の推進に影響があるのかということは、私はまた別問題だと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 今、市長おっしゃられました。確かに、法律ができたからそれをやるというのは地方自治体の役目ですけれども、それを丸抱えして全部やるなら、何も条例なんか出す必要ないんだ、ここに。条例が出てきたりなんかするということは、それがどうなのかということ審議して決定するというのもあるわけですよ。今までこれだけ後期高齢者問題でいろいろ意見が出ているというのは、まさに問題点があるから出てきて

いるんです。その辺を私はまず主張しておきたい。

それと、オートレース場、この問題というのは、あの地域を広く見てやってもらいたいと思うのです。時間もありません。だけど、この後期高齢者ぐらいいふざけた法律ないですよ。

というのは、皆さん笑っておられるけれども、去年の11月の「週刊東洋経済」に、これをつくった張本人が何と言っていますか。5年もてばいいと言っているんですよ。つくった張本人ですよ。名前もわかりますけれども、厚生労働省の大臣官房審議官、医政、医療保険担当、宮島俊彦、その人が、制度の将来については5年しかないと言っているんですよ。つくった本人ですよ。つくった本人が5年しかないというようなことを今出されて、市民やいろいろなところに混乱を起こされたのでは、たまったものじゃないと思うんです。

やはりこの辺のことを十分勘案して、私は、これが実施される限りは、やはり混乱をどういうふうに。健康保険の問題もあると思いますけれども、本当に市の職員は大変だろうと思います。これは市長の判断にこれからかかってくることもあると思いますので、またいろいろお願いなり、質問なりはさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 決して丸抱えでやっているわけではございません。市の職員は大変だろうというのはごもっともだと思いますが、しっかりと実施をしていきたいと思いません。

以上です。

議長（石崎勝三君） 鈴木貞夫君の質問を終わります。

次に、6番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

6番（鈴木裕士君） 議席番号6番鈴木裕士でございます。

質問の前に、一言申し添えておきます。一昨日、土曜日ですけれども、愛宕山でごみ拾いが行われました。市役所の職員の皆さん方、大変たくさんご参加いただきまして、私が言うのも何ですけれども、この場をかりまして御礼申し上げます。

というのは、私は議員になって、旧岩間町の時代、愛宕山周辺にたくさんのごみが落ちているよと。これは当時の町の職員が率先してやらなければだれもついてこない、ぜひやってほしいというようなことを申し上げました。それからしばらくして、ほとんどごみが見受けられなくなった。私の発言が起爆剤になったかどうか、これは別問題といたしまして、大変きれいになったということで、市職員が率先してこの市をつくっていくんだと、そういう気構えを感じましたので、まず質問に当たって一言申し添えます。

それでは、通告に従って質問いたしますけれども、私の質問は、去年の9月の定例会において石松議員が質問されました内容と重複する部分があります。私なりに若干違った角

度からの質問でありますので、ご容赦いただき、回答をお願いいたしたいと思えます。

質問は、大きく分けて、第1に市債、いわゆる市が発行している債券、この問題。それから、2番目に貸借対照表、いわゆるバランスシートについて。それから、3番目といたしまして水道事業の統合問題についてでございます。

まず、市債についてでありますけれども、質問の中で、一部の金額、これは私が執行部に要求していただいた資料から推計した部分がありますので、実際金額と相違があれば指摘をお願いしたいと思います。

私は、旧岩間町において高金利の債券が多額にわたっている、このことについて疑問を持つと同時に、大変驚きました。財政改革の観点から早急に返済すべきであると、一般質問を初めとして、何度か質問、申し入れをしましてまいりました。そして、先般提示された平成20年度の予算に関する資料、これを見まして、高金利の債券、これを19年度から3年間にわたって返済する旨の記載があり、行政もやっと重い腰が上がったかなと思った次第でございます。

私たち笠間市におきまして、広域事務組合を除く一般会計、特別会計、それに企業会計、これを合わせますと、合計大体521億円の市債発行残高があるわけです。債券、これは借金でありますから、当然金利が発生します。この金利、1年間で13億6,000万円、これぐらいになるかなと思えます。利息だけで13億円を超えて、利息といっても決しておろそかにできないし、重大視しなければならない金額でありまして、それも、とうとい税金によって賄われているのであります。

国の発行する債券、いわゆる国債、これは償還期限が短いもので3カ月、特殊なもので20年もありますけれども、普通には大体10年ものが大部分であります。企業が発行する社債、あるいは地方公共団体が公に発行する公共地方債、これも10年ものが大部分でありますので、5%の利率、こういったものが存在すること自体、驚きでありました。国債は別にいたしまして、社債や地方債、これは期の半ばでも順次繰上償還を実施して、元金の一括返済による財政的負担を軽減する努力をしておりますけれども、結果的には大変合理的な仕組みを採用しております。いわゆる高い金利のものが後まで残らないということで、結果的には合理的だなということでもあります。

繰上償還、これは当初約束した期日以前に元金を返済することでもありますけれども、この繰上償還について、石松議員の質問に対する回答の中で、総務部長は、水道事業と下水道事業会計では利率5%以上を、一般会計と病院会計については6%を超える部分について、繰上償還に向けて準備を進めているという回答でありました。予算に関する参考資料でも、同様の記載があります。

病院会計で見ますと、3%から5%台、これがないので、回答に納得できるのですけれども、一般会計で6%以上のものに限定しているということはなぜなのか、まず回答をお願いします。

それから、予算に関する参考資料で、繰上償還は19年度から3年間にわたって行うという記述であります。私がおのいただいた資料から試算してみますと、5%以上の市債残高、これを加重平均しますと年5.9%ぐらいになるかと思えます。この加重平均5.9%の債券、これを今年度末、いわゆる19年度末に一括して繰上償還ということをおぼ定します。そうしますと、今、計画している19年、20年、21年の3年間にわたってそれぞれ年度末に繰上償還するという場合に比べまして、3億5,000万円近い余分な金利が発生する……逆ですか、19年度に一括して繰上償還すれば、3億5,000万円近い余分な金利を払わないで済むと。逆に言えば、3年間に繰り延べることによって3億5,000万円近い余分な金利を払わなきゃいけない。そうすると、あと20年、21年の2年間で3億円5,000万円払うわけですけども、2年間は730日になります。1日で50万円近いお金、これを全く余分に払っていると。悪く言えば、どぶに捨てていると同じと、こういったことになります。

ご承知かと思えますけれども、借金というものは早く返した方が得でありますし、元金が多いほど早く返済すべき、十分にご承知かと思えます。

そこで、この市債に関して二つ目の質問ですけれども、なぜこの金利の安い時期に一括して繰上償還をして借りかえを行わないのか。何で3年間に繰り延べるのか、この辺の問題について回答をお願いします。

それから、ついでの問題は、バランスシートであります。いわゆる貸借対照表であります。水道事業など企業会計、これについては既にバランスシートが採用されておりますけれども、一般会計では、総務省からの通達によって、たしか21年度までに作成が義務づけられたと思えます。この笠間市で、同じく石松議員への回答で、昨年11月ぐらいにはでき上がるという総務部長の回答でありましたけれども、今現在、全く見えてきておりません。完成度合いはどうか、回答をお願いします。

例の予算に関する参考資料の中での新しい事業にも記載がありませんし、公表された様子がありませんが、なぜなのか、回答を下さい。

さらに、民間企業では、この貸借対照表、必要不可欠な資料でありますけれども、行政の大部分を占める一般会計では初めての試みになるはずですね。この貸借対照表についてメリット、デメリット、これはどういうものがあるのか、回答をお願いいたします。

それから、3番目の質問、水道事業の統合についてであります。3市町の合併によりまして、それまでばらばらであった制度や各種料金、これについては合併後3年以内に統一することとなっておりますけれども、水道事業については、水道料については段階的に調整するということでありました。今般、配付されました予算に関する参考資料、この中で、経営認可変更後3事業を統一するという旨の記載があります。統一は、3事業を統合するだけでなく、当然料金も統一することであると思っております。現在、統一されずに残っているのは、水道料金ぐらいと思われましても、水道については、これまで統一されなかったというよりも、統一することができなかった、これが実情ではないかと思っ

ております。これは現在の料金に格差があることはもちろんでありますけれども、笠間水道、ここの部分については、構造的に赤字体質であることに起因していると思います。

こういった現状、いわゆる構造的な赤字体質、こういった状況のもとで、市長は、先般の施政方針の中で22年度の統一ということ述べられておりますけれども、22年度のいつごろか。また、笠間水道の赤字体質、これは何に起因していると考えているのか、どう改善するのか。あるいは別な観点から、笠間水道が赤字体質を改善できない状態のまま3事業を統合させる意向なのか。以上の質問でありますけれども、第1回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時に再開をいたします。

午前 11時52分休憩

午後 零時59分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番村上典男君が着席いたしました。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（裕）議員の質問にお答えをいたします。

笠間、友部、岩間の各水道事業の統合の時期についてでございますが、平成22年4月1日、現在3事業で経営している会計を1事業会計に統合をする予定でございます。

また、笠間水道事業の赤字の原因につきましては、平成5年度に認可された第2次拡張事業に基づいて整備をしまいましたが、地形による投資額が増大したこと、人口予測が大きく下回ったこと、地質により地下水での対応が困難であり、県水受水の購入によるものが主な理由でございます。

今後の解消策でございますが、例えば配水管布設工事計画等において、道路、下水道など担当部局と調整をよくいたしまして、道路改良工事等と同時施工を行うことにより経費の削減を行うとか、高金利企業債は平成19年度より3カ年で借りがえ償還を行うことによる利息の削減、さらには有収率の向上のための漏水調査を平成19年度に引き続き20年度にも実施をしまいたいと考えております。

また、現在策定しております笠間市水道事業基本計画をもとに、財政健全化計画による健全経営に沿って長期事業計画、財政計画を作成し、厚生労働省に提出する認可申請を策定し、健全経営に努めてまいりたいと考えております。

議長（石崎勝三君） 23番小園江一三君が所用のため退席をいたしております。

総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 6番鈴木（裕）議員のご質問にお答え申し上げます。

繰上償還につきましては、総務省が定めました平成19年度の公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱におきまして、繰上償還実施に係る詳細が定められているところでございます。この中で、一般会計償につきましては、年利5%以上の残債を繰上償還できるのは、実質公債費比率が18%以上の団体、2点目に、合併特例法に基づく合併市町村で実質公債費比率が15%以上の団体となっております。

当市の実質公債費比率は13.3%ですので、このいずれの条件にも該当いたしません。年利5%以上の残債からの繰上償還は認められないものでございます。当市が繰上償還を認められるのは、別の条件区分に該当し、6%以上の残債からでございます。

また、なぜ一括して19年度に実施しないのかのご質問でございますが、ただいま申し上げたように、実施要綱の中で繰上償還の時期についても、資金区分ごと、年利区分ごとに時期が定められてございます。19年度に一括して繰上償還ができないということでございます。

次に、バランスシートについてご答弁申し上げます。

合併後の新市におきまして、旧3市町及び広域事務組合、消防分でございますが、を合算いたしまして、平成17年度決算から総務省統一基準に基づきまして試行的に作成してまいりました。平成19年3月31日を基準日とするバランスシートにつきましては、昨年12月に作成し、市のホームページの方にはことし2月から公開をしております。

バランスシートの作成につきましては、従来の決算書等ではわかりにくかった財務情報を表示することによりまして、バランスシートを活用した財務分析が可能となり、自治体財政の効率性の改善や公共事業のコスト見直しにつながるメリットがあるものと考えてございます。

また、最近の県のアンケート調査によりますと、地方公共団体の多くが、笠間市と同じく総務省方式でのバランスシートの公開を予定しているという結果が出ております。多くの地方公共団体が採用する方式で作成、公表することによりまして、みずからの自団体の経年の財務分析のほかに、他団体、類似団体との比較分析が可能となるのもメリットと考えられます。

一方、総務省統一基準でのデメリットといたしましては、決算統計上のデータが残っていない昭和43年以前に取得いたしました資産が計上されない、さらには寄附を受けた資産が計上されないなど、バランスシート上の資産や負債の状況が必ずしも実態と一致しないというようなこと、まだまだ改善の余地があるというふうに考えてございます。

一般事業会社のものはそういう点もあるように聞いているということでございますけれども、ただいま申し上げたような点が、相違点になっている、デメリットになっているということかと思えます。

それから、公会計制度改革の中で、平成21年度の秋ごろには、バランスシートを初め、

行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務4表の公開が求められているところでございます。このときまでには、企業会計の考え方を知らない方はもちろん、民間企業会計に知見がある方につきましても、地方公共団体の公会計に特有のものを含めて、見方や注意点をわかりやすい形でお知らせをしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 6番鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 続けて質問させていただきます。

債券、市債、これを途中で繰上償還をするということ、これはいろいろな条件があって、いわゆる総務省指導というような形で一挙に繰上償還できないということはわかりました。

それと、この繰上償還を実施しますと、償還をするための財源、これをまた求めなきゃいけないという問題があるはずでありますね。当然、一般的な考え方からいえば、繰上償還をするための財源、これはどこからか借りてこなきゃいけないということでもありますけれども、質問の通告でも申し述べたんですけれども、現在、預金の金利、これは非常に低くて1%をはるかに下回っているという状態です。100万円、定期でも普通でも預金したとしても、この利息というのは、コンビニで二、三回引き出しすれば利息がなくなっちゃうという状態でもあるわけですね。それと同時に、現在、マル優制度、これがごく一部の人にしか利用できないということもあります。

そういった中で、今、団塊の世代と言われる人たちがどんどん退職を迎えています。こういった人たちの資産運用と申しますが、その退職金を老後に備えて運用するという点についても相当頭を悩ます時代かなという気がいたしますけれども、こういった退職金の運用も含めて、いわゆる市債、これを発行できないものかどうか。現在、銀行預金金利が低い、あるいは別な面からいえば、普通に借り入れるところ、ここは結構金利が高く、恐らく3%近くいくかなと思います。そういった中で、いわゆる2%前後の市民債と申しますが、市民限定の債券とか、あるいはこの近辺の住民を含めての個人向けの市民債券、これを発行することができないのかどうか。この辺について回答をお願いしたいと思います。

市民債を発行すれば、市の財政、いわゆる金利の支払いも少なく済みます。一方で、そういったお金の運用に困っている人、こういった人たちの資産の運用と申しますが、資金の運用、こういった面でも非常に助かるんじゃないかなという気がいたします。そういった意味から、市民債、住民債、これについて発行する意向があるのかどうか。また、余り一般的に行われていない制度と申しますが、やり方なものですから、こういった面が法律面で何らかの支障があるのかどうか、これを回答お願いしたいと思います。

それから、バランスシートについては、先ほど12月でき上がってホームページで2月には開示していると、失礼いたしました。ホームページ、ちょっとこのところ見てなかったものですから、余計な質問したかと思えます。

その中でも、先ほど言いましたように、一般の貸借対照表、これとは相当違いがあって、普通の会社勤めの人、あるいは会社勤めを終えられた方がその貸借対照表を見れば、あら、何だろうという部分が相当あるかなと思います。そういったことから、先ほどはそういったメリット、デメリットも含めて市民の方にPRしていくということでありまして、この見方、こういった点が違うのか、こういった点を早目に時間をかけて市民の方にPRしていただければという気がいたします。

それから、笠間水道の問題でありますけれども、私も、この赤字体質の原因というものを調べておまして、市長の回答も同じような内容であったわけですが、前回、12月の定例会で、野口議員の質問に対して、水道事業の統一、こういうことは述べております。

それで、三つの水道事業を統合すると。これ、答えは簡単なようなんですけれども、この三つの事業を統合するということは、現在の笠間水道が抱えている累積の欠損金、これを岩間、友部水道の累積剰余金で埋めると、相殺されるという形になっちゃうわけですね。この統合することによって、過去の累積した赤字、これをまた別な方で毎年年数をかけて蓄えたこの資金で相殺すると、これは大体一般の経済界でも行われていることであります。

ただ、公営企業の剰余金というのは、先ほどもちょっと話にありましたけれども、これまで借り入れた資金の返済、いわゆる企業債という形で発行した債券、これの返済、あるいは設備の更新、このために蓄えたお金のはずであります。この蓄えといいますか、個人でいえば貯金ですが、この蓄えというのが、三つの事業を統合することによって大幅に減少してしまいます。借入金を返済する原資が大きく減ってしまうと。後になって返す金が足りない、あるいは設備が老朽化しても設備を更新するお金が足りない、このような状況に陥ることも考えられると思います。

そして、もう一方の問題、料金の統一でありますけれども、この料金の統一というのは、大きく分けて三つあるかと思えます。この高い方に合わせるか、低い方に合わせるか、その中間をとるか、これが大体一般的な料金の統一方法かなと思いますけれども、現在、この置かれた三つの水道事業、これを考えますと、合併後の水道企業経営、これを安定させるには、この三つの方法じゃとてもおさまらないと、いわゆる第4の方法をとらなきゃいけないんじゃないかなという気がいたします。

それは、笠間水道の現在の料金、これよりももっと高い水道料、これを設定しなければならぬ、いわゆる収支がバランスしないという問題になってくるかと思えます。笠間地区の方、これは今まで旧友部とか岩間地区の方より高い料金を払ってきたんですけれども、それより高額な料金を払わなきゃまともな企業経営はできない。友部、岩間地区は、今よりももっともってはるかに高い料金を負担しなきゃいけない。こういう問題が当然出てくるはずで、こういった統一後の料金、これを相当高額に設定しないことには、今まで笠間水道がたどってきた経営体質、いわゆる赤字体質から脱却できない、この歴史を新しい

笠間水道でも繰り返さなくちゃいけない、こういうことになることは明白じゃないかなと思っております。

そして、その赤字体質の根本的な原因、先ほど市長は幾つかの原因というものを提示されました。この根本的な原因、これを解消せずに、料金を適当な金額に設定して、まあまあこの辺でいいだろうということで料金を設定して統合すると、こういうことをすれば、単年度は赤字にしないで切り抜けることができるかと思えますけれども、統合によって剰余金が欠損金に充当されたり、あるいは料金に借入金返済相当分、これを上乘せすることができないということによって、剰余金がどんどん減少して、借入金の返済を一般財源から充当せざるを得ないんじゃないか。ということは、住民は半永久的に料金地獄、税金地獄から抜け出すことができないんじゃないかということを心配しております。

これまでの決算書を見ますと、現在、笠間水道におきまして、高料金対策補助金として一般会計から支払いがなされております。19年度で2億円、20年度予算では1億5,000万円計上しております。この高料金対策補助金、これは国などの交付金によって賄われているということも聞きますけれども、この高料金対策補助金、これは100%国あるいは県の方から来るものなのかどうなのか、この辺の回答。

そして、もし資料があれば、水道事業において、この高料金対策補助金を受けている地方公共団体の数、あるいは水道事業の企業数、高料金対策の補助金を受けている企業の数、どちらでも結構ですけれども、どれぐらいの数字になるものか、この回答をお願いします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、会計につきましては22年4月1日までに統一をしていきたいと思っております。ただ、料金については、今現在、水道審議会でご審議をいただいているところでございますので、水道審議会の答申を待って対応をしていきたいと思っております。

会計が統一される時期に料金も統一というのは、なかなか難しいと私は思っております。議員おっしゃるように、3地区の料金の違いが大き過ぎるとというのが現状でございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 6番鈴木（裕）議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

住民参加型の公募地方債の件でございますが、地方債の償還及び公募化を通じた資金調達方法の多様化、それから住民行政参加意識の高揚を図るという観点から有効と考えられてございます。中核市、特例市等の一定財政規模を有する団体におきましては、積極的に取り組むべきということにされております。しかし、比較的規模の小さな市町村では、発

行額が少額なために引き受け機関のコストが割高になったり、多くの住民の参加を期待する余り発行条件によっては将来の住民負担をふやすことも考えられるところでございます。

また、現行の金利状況においては、償還期間の短い債券が選考されている傾向がございまして、3年から5年で満期を迎えます。償還は満期一括償還方式ですので、一時に過重な財政負担を強いることになってまいります。資金手当てがつかない場合には、返済のための借換債を発行せざるを得なくなるということがございまして、借金が借金を生む悪循環に陥るおそれもございます。

今後については、発行目的や対象事業を明確に示すことによりまして、住民の行政参加意識の高揚を図るものにふさわしい事業について、近隣の市町村や県と共同で発行することで、発行量を確保し発行コストを下げるなど、多方面からの検討をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 6番鈴木（裕）議員のご質問にお答えいたします。

笠間水道における高料金対策補助金は100%交付税によるかというご質問でございますが、平成19年度の交付税の算定式の中には、高料金対策補助金について100%基準財政需要額に算入するよう算式があります。笠間水道における高料金対策補助金は、算定基準100%の額を一般会計より補助されております。しかしながら、単位費用や補正係数などで調整され、最終的な基準財政需要額は補助されている高料金対策補助の半分程度となると試算されております。

また、県内における高料金対策補助金適用の実態でございますが、県内66水道事業体のうち18の事業体が適用しております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 6番鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 続けて水道の問題に入りますけれども、先ほど市長の方から回答ありましたように、いろいろな条件が重なっているということでもあります。つまり人口の見込み、あるいは高低差、いろいろな条件が重なっているということでもありますけれども、一番肝心なことといえますか、一番問題とすべきこと、これ私なりに考えてみたんですけども、いわゆる料金収入があります。このうち原水費、浄水費、普通の商売の感覚からいえば、いわゆる販売高に対して仕入れ値段、あるいは多少の貯蔵費用といえますか、保管料といえますか、こういったもの、いわゆる販売価格に対して仕入れ値段、これが笠間水道は非常に高いと。

ちょっと数字述べますと、友部、岩間水道、これは平成7年で収入に対する原水費、浄水費の割合が45.5%、18年が41.4%、売上げの半分に満たないのであります。ただ、笠間水道を見ますと、17年度で70.7%、平成18年度で66.1%と、収入の3分の2、これが水

を手に入れる費用、あるいはそれを飲めるような形にする浄水の費用、これでもって消えてしまうんですね。この原因、これはいわゆる取水価格、これが非常に高いということに尽きるんじゃないかなと思います。

先ほども市長の回答の中にありましたように、地理的に高低差があって、レベルの高いポンプをつけなきゃいけないとか、いろいろな条件がありますけれども、この根本的な原因というのは、今言いましたように販売価格に対して仕入れ値が極端に高いということ、この極端に高い一番の原因というのが、やはり水の大部分を県の給水に頼っていると、ここに突き当たるんじゃないかなという気がいたします。

そうしますと、県としてもかつてない財政難に陥っていますので、ここで供給単価を下げるよということもなかなか容易じゃないかなという気はいたしますけれども、この根本的な、いわゆる仕入れ値段を解決しないことには、いつまでたってもこの料金の統一まではいかないんじゃないかなという気がいたします。

今、市長の答弁にありましたように、すぐには料金統一までは踏み込まないということではありますけれども、行く行くは料金統一までいかないと、これまた問題が出てくるかと思しますので、この辺の問題が非常に大事なことであります。

ここで質問ですけれども、この給水価格、いわゆる県から水をもらうための給水価格、これを下げるためにこれまでどういった交渉をしてきたのか。それから、どのような姿勢で臨むのか。それから、取水価格の引き下げ、これに対してどのような方策で臨むのか、この辺の回答をお願いします。

時間がなくなりましたがけれども、昨年10月4日の茨城新聞に各企業体別の水道料金が出ております。20ミリ口径、20立方メートル使用した場合、最高で協和、これが5,512円、一番高いところでありますけれども、笠間が第11位、4,651円、友部水道が33位で3,973円、岩間が35位で3,895円と、一番安いところは古河で2,100円であります。

横浜の水道事業、横浜は人口363万、153万世帯でありますけれども、近くに大きい川もなければ山もありませんけれども、同じ基準で算出しますと1,840円です。これは港町として古くから水を供給しなきゃいけないということで設備投資を昔からしてきた、これも一つにありますけれども、もう一つは、いわゆる山梨県のある村の山林をほとんど横浜が買収して、それでもって水を確保しているというぐらいの長期的な観点に立って市の運営、経営ということをやっている。

こういったことから、笠間としても、やはり目先だけじゃなく長期的に物事を進めると、こういったことが必要じゃないかなと。特に水は人間の口に入り、必要不可欠なものでありますので、この辺について、もし今後の策について何かありましたら、お伺いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（裕）議員の質問にお答えいたします。

私の答弁の後、担当部長からさらに答弁をさせていただきたいと思います。

笠間水道事業の赤字の状況というのは、鈴木（裕）議員おっしゃるとおりでございますが、そのほか笠間地区は非常に面積が広いわけございまして、家も点在していると、また高低差が大きいということで、平地よりは当然設備投資の金額が大きかったと、その分いわゆる投資効率が悪いというような現況がございます。

そしてまた、岩盤ということで地下水がなかなか思うように確保できないという地域の特性みたいなのがございまして、その分県の水道の受水をしていると、県の水を買っているというような状況でございます。

市としましては、なかなか県に対して、笠間市単独で受水料金の値下げというのは難しいわけございまして、茨城県中央広域水道建設協議会というのが、水戸市の市長が代表をやっております、そこを通じて平成17年には要望を出させていただいております。

ただ、要望は出しましたが、現実としては、なかなかその要望の結果は出ていないということでございますが、こういう協議会を通じて県の方と交渉していきたいなと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 県受水費についてのご質問でございますが、笠間市、水戸市と11市町村で構成されております茨城県中央広域水道建設促進協議会で茨城県企業局との協議をしており、また平成17年度には要望書の提出等を行っております。

また、値下げ交渉に関し他市町村の動向でございますが、茨城県中央広域水道建設促進協議会で言うべきものであり、したがいまして、他市町村におきましても、笠間市におきましても、単独での値下げ交渉は行っておりません。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 鈴木裕士君の質問を終わります。

次に、13番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

13番（萩原瑞子君） 13番萩原瑞子でございます。

通告にしたがいまして一般質問をいたします。

その前に、さきの施政方針及び20年度の予算資料によりますと、少子化対策事業として、保育料軽減を初め、広範囲にわたる事業が行われ、手厚い支援ができるものと安堵をいたしました。国のかけ声だけの少子化対策に対して、笠間市は県内においても上位ではないかと思えます。しかし、これらの事業がすべてではありませんので、今後においてもできるだけ支援をしていただけるようお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

一つ目といたしまして、農業の活性化についてでございます。

20年度新規事業として、遊休農地活用緊急対策事業の実施があります。これは、今日の日本にとって、まさに緊急を要する事業であると思います。国内の食料自給率は40%を割り、60%以上を外国に依存している状況です。輸入品の中には、有害物質が含まれていたとして日本じゅうが震撼しましたのはつい最近のことです。命の源である食料の安定した供給と安心安全を真剣に考え、対策をとることに一刻の猶予もありません。このような時期に、遊休農地の活用は大変重要であると思います。農業の活性化についてお伺いをいたします。

一つ、農地に対して遊休農地はどのくらい面積割合があるのか、どの地域に多くあるのか、また耕作農地と遊休農地の分布図はできているのか。2、遊休農地に対する指導はされているのか。3、遊休農地の利活用について農協等関係団体との話し合いをしているのか。4、農地利用者の相談を受けているか。5、農業担い手の育成をどのようにしているのか。6、認定農業者はふえているのか。7、集落営農組織の状況はどのようになっているのか。8、農政推進協議会はどのような協議をしているのか、以上8項目にわたりましたの質問でございます。

二つ目といたしましては、環境問題ですけれども、さきの杉山議員さんの質問に重複するところがあるかもしれませんが、私は、笠間市の環境基本計画を重点として質問をさせていただきます。

環境問題は、身の回りのごみ問題を初めとする生活環境から、自然環境、地球環境と広範囲にわたる問題です。今、地球温暖化による自然破壊を防ぐために、二酸化炭素排出抑制政策が世界的規模で進められており、新聞に掲載されない日はないと言っても過言ではありません。

当市におきましては、環境基本計画が作成されたかと思いますが、一日でも早く実施して、市民が一丸となり、住みよい環境をつくる取り組みをしていくべきと考えておりますので、環境基本計画の実施時期及びその後の進捗状況の検証をどのようにしていかれるのか、お伺いいたします。

また、企業の取り組みは義務づけられておりますが、市役所としては具体的な対策をとられているのか、お伺いいたします。

以上2点について、担当部長のご答弁をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 萩原議員のご質問にお答えいたします。

農業の活性化についてのご質問でございますが、遊休農地はどのくらい、これは面積割合も含んでの話ですが、またどの地域に多くあるのか、また耕作放棄地と遊休農地との分布図はあるのか。

遊休農地は、現在792ヘクタール、農地全体の16%を占めておりまして、ここ5年間で281ヘクタール増加しております。今年度から、土地改良実施地区を優先に、遊休農地の解消に向けた取り組みを予算計上いたしました。

また、土地改良整備地区の中で遊休農地が多い地区としまして、岩間地区を県の指導のもと、遊休農地解消事業において、県北総合事務所、土地改良事務所、県の農業改良普及センター等でプロジェクトチームを立ち上げまして、場所、それから田畑の区分、農地の荒れ地の実態、これらを把握し、解消の施策を検討しているところでございます。

また、遊休農地の分布図ですが、土地改良実施地区につきましては、調査を完了しまして整理されております。一口に遊休農地といいましても、既に山林化しているものもあれば、区画や面積が狭隘なところや、湿田で、また大型機械、農業機械が使用不能であったりと、実態はさまざまであります。通常の農地に戻すには相当の労力と経費が伴い、大きな課題となっているのが現状でございます。

次に、遊休農地に対する指導及び利活用、農地利用相談についてですが、指導については、農業委員会と連携しまして、パンフレット等で啓発をしております。また、農業委員会や農協においては、既に農地保有合理化事業に取り組み、農地の賃貸借を進め、啓発活動をしております。しかし、借り手側で魅力のある農地については既に流動化しておりまして、荒廃農地は借り手がいない状況でございます。

さらに、利活用については、農協等の関係機関と定期的に定例会を開催し、随時テーマを設けながら協議をしているところでございます。

農地利用の相談につきましては、徐々に進む高齢化や後継者の問題がありまして、兼業で食べられる中で、市や農業委員会への相談は少ない状況でございます。

続いて、農業担い手の育成及び認定農業者の動向、並びに集落営農の状況についてですが、担い手の中には認定農業者と集落営農組織がございます。担い手につきましては、花きや野菜等のハウス農家、あるいはナシ、ブドウ、カキ等の果樹農家、また牛、豚、鶏の畜産農家、これらはほぼ自己完結型でございます。

このほかには、水稻、10ヘクタール程度を主体とした土地利用型農家がございます。現在、新規就農者の確保、育成及び活力ある農業農村づくりに女性の力が発揮できる仕組みづくりや、高齢者の活力の促進のため県と連携し、市、あるいは農業委員会、農協、農業共済組合、県の普及センターで組織する笠間地域農業担い手育成総合支援協議会を設置しておりまして、濃密な指導支援ができる体制を整えております。

具体的には、地区集落での話し合いと合意形成の促進、営農改善方策の提示、営農診断、栽培指導など、農業者が主体性を持ってみずからの地域農業の将来方向について選択判断ができるようになど支援をしております。

また、認定農業者の動向についてですが、現在、認定農業者152名おります。そのほか法人で5企業、ここ2年間で認定農業者が12名、法人で1企業増加しており、今後も認定

農業者の増加を図っていきたいと考えております。

さらに、集落営農につきましては、個々の農業機械の過剰投資を抑制し、集落の農地を大規模農家に集約しまして、効率的な土地利用を図ろうとするものでございます。市内には幾つもの事例がございますが、最も規模の大きいのは、小原地区を主体とした友部地域で、270戸、130ヘクタールで転作主体に取り組みが動き出したところでございます。

今後につきましては、地域や土地改良区単位での取り組みが望まれるところでございまして、しかし、総論では理解するものの、課題、問題も多く、集落での合意形成はなかなか難しいのが現状でございます。市といたしましても、農業関係機関と連携しまして積極的に推進していきたいと考えております。

次に、農政推進協議会はどのような協議をしているのかとのことでございますが、農政推進協議会は、農業行政の円滑な運営と推進を図る目的で設置されておりまして、市議会議長初め、農業3士といいまして農業経営士、あるいは青年農業士、女性農業士の方や、認定農業者会、農業委員、農業関係機関などの21名の方々に構成されておりまして、本年度におきましては、農林振興基本計画策定に当たり、協議会の委員さんの意見をいただき策定してまいりました。

また、そのほかには、県の農業改良普及センターとして農業改良普及推進事業推進協議会、農協には茨城中央地域農業振興協議会がございまして、それぞれ年5回程度開催しまして、農業対策の連携を図っているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

〔市民生活部長 野口直人君登壇〕

市民生活部長（野口直人君） 萩原議員のご質問にお答えいたします。

笠間市環境基本計画は、現在の良好な環境を保全し、次代に継承していくための計画でございます。この計画の策定に当たりましては、市職員で構成した環境基本計画推進会議とともに、笠間環境市民懇談会が1年間にわたりさまざまな環境問題について熱心に討議を行っていただきました。

この懇談会は、第1次分科会自然環境分野、第2分科会生活快適環境分野、第3分科会地球環境分野の三つの分科会に分かれました。懇談会での意見を踏まえ、笠間市環境審議会において専門的かつ広範囲な視点からご審議をいただきました。

また、これらの成果を市民の皆様に広く周知を図るため、笠間環境市民懇談会と市が主催した笠間環境フォーラムが2月23日に開催され、基調講演や市内小学校による環境活動の成果発表とともに、笠間環境市民懇談会の分科会の座長3名が策定状況を報告いたしました。

この計画では、豊かな自然との共生、水と緑の里笠間と目指すべき将来の環境像を定め、市民、事業者、市が一体となり、環境の保全や創造に取り組むための指標とし、環境の範

困を自然環境の保全と創造、快適環境の保全と創造、生活環境の保全、循環型社会の構築、地球環境への貢献、パートナーシップによる環境まちづくりの推進の五つに分類いたしました。その中で、本計画を先導し、特に推進する取り組みを重点事業とした内容でございます。

本計画の実施時期でございますが、平成20年度4月から平成29年度までの10カ年となっており、各家庭に概要版を配布し、周知に努めてまいります。

進行管理につきましては、環境基本計画推進会議が各課の横断的な連携のもとに統合的、計画的な視点から環境施策の推進に努めるとともに、進捗状況の取りまとめを行い、笠間環境市民懇談会がそれぞれの視点から市の施策や事業の実施状況及び計画全体の進捗状況などについて意見や提案をいただきます。それを受けて、笠間市環境審議会が公平な立場から本計画の進捗状況を審議していただき、必要に応じて課題や実施方針のもとについて提言や見直しの検討を行い、議会にも報告し、市民の皆様にも周知して協力をお願いするものであります。

次に、市役所の地球温暖化対策であります。室内では必要箇所以外の消灯、電気機器類の待機電源の切断、クールビズ、室外では公用車のアイドリングストップ、ハイブリッド車の購入、ノーマイカーデーの実施、グリーン購入、クリーン作戦、廃棄物の分別の徹底など実施しております。

市役所は市内でも有数の事業者、消費者であり、その活動に伴う環境負荷も相当大的なものがああります。また、行政として、市民や事業者に対し環境保全の取り組みを促すリーダーとしての立場もあります。このことから、日常の事務事業においても率先して環境負荷の低減に努めていく必要があります。この計画の重点事業、ストップ温暖化プロジェクトの中で市役所地球温暖化対策促進実行計画を定め、温室効果ガスの排出抑制を行い、率先的に地球温暖化防止に取り組んでまいります。

そのために、製品を購入する際に環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入するグリーン購入や、公共施設の整備に当たっては省エネルギー型の効率機器の導入を推進します。

また、笠間市においては、市民、団体、事業者、市によるレジ袋削減懇談会が、地球温暖化対策のためにレジ袋有料化に向かって協議を行っており、市は、率先してレジ袋削減を進めるために、市職員事務研究会が職員全員にマイバッグを配布し、職員の意識向上を図っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 13番萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） ありがとうございました。

農業の活性化の方ですけれども、やはり遊休農地が本当に多いですよね。部長はご自分でも農業をなされて、本当に農業に対する思いというのは人一倍強く持っていらっしゃる

んじゃないかなと私常日ごろ思っております。

今回、私も、この遊休農地を何か利用はないのかなと思って、ほかの地域ではどういうことをしているのかなとということ、いろいろ私なりに調べてみましたらば、いろいろな対策を立ててやっているところがあるんですね。

今、一つ一つのお答えに対しましてですけれども、遊休地の分布をされているのかということをお聞きしたのはなぜかといいますと、今、企業によっては、食品企業が多いんですけれども、自分のところで使う食品を自分のところで生産しているというところがあるんですね。ジャガイモをつくったり、トマトケチャップにするのにトマトをつくったりとか、あと外食産業などは、やはり安心安全なものを消費者に提供したいということで、自分たちで土地を耕してつくっているというようなところもありますので、そういった分布図等があれば、どの地域に多く遊休地があるということがわかれば、そういったときに企業等も誘致できるんじゃないかなと思いました。

また、笠間市では、新しく企業誘致推進室ですが、4月から新設されますよね。それとあわせて、企業ばかりじゃなくて、畑の方にもぜひ企業を誘致していただきたいなということをお願いしたいと思います。そういうことをもって、やはりデータというのは大切じゃないかなということをお聞きしたつもりであります。

あと遊休農地に対する相談なんですけれども、これは農業者が高齢化になったり、後継者がいなかったりといういろいろあるようですけれども、これから若い人が定年を迎えて帰ってきたときに、農業に対する思いというものがいま一つ実感できなくて、どこへ相談に行ったらいいかわからないなどということも聞いておりますので、そういったこれからは手当ても必要じゃないかなと思っております。

あと集落営農組織ですけれども、これからは小さな土地で利益を上げようというのはやはり無理ですので、ほ場整備もされておりますので、大きな地域で大きな農業をやっていく必要があるんじゃないかなと思います。

今言われているように食の安全なんですけれども、国の安全保障というのは、防衛を私たちは耳にするんですけれども、やはり防衛ばかりじゃなくて、食の安全もそうでしょうし、エネルギーの安全も大きな国としての安全保障でありますし、地方自治体においても全くそれは同じじゃないかなと思っております。

もう一度、農業の方で、部長に対しましては、分布図をきちんとして、これからのデータをつくっていかれる必要があると思いますので、それについての取り組みをお聞きしたいと思います。

あと環境問題ですけれども、これは午前中に杉山議員さんもお聞きになりましたけれども、本当に大きな問題で、一人一人の意識の持ち方によってどうにでもなっていくような問題でもあるんじゃないかなと思いますけれども、やはり笠間市としては、基本計画の実施がことし4月から10年間ということで行きまされるというお話です。そういっ

た基本計画ができましたでも、絵にかいたもちにならないように、進行管理をしっかりしていくことが大切じゃないかなと思っております。それには、やはり1年ぐらいの間隔で進捗状況を市民に知らせて、今、笠間市はどの程度CO<sub>2</sub>を削減しているのかというようなことを知らせていく必要があるし、また啓発していく必要があるのではないかなと思っております。

市役所内での取り組みをお聞きしましたのは、市役所内には800人もの職員さんがいらっしゃるんですね。その方たちの行動というのは、物すごいインパクトがあると思います。この800人の方たちがご家庭に帰られたときには、その何倍もの人数になるわけですから、そこで取り組んでいただければ、その効果というのも大きな成果が得られるものと思っておりますので、どうぞ引き続き役所内での行動、そしてお家に帰られてからの行動、そして市民のお手本になるような行動をしていただきたいなと思っております。

マイバッグのお話が出ましたけれども、これは新聞で拝見したんですけれども、私は旧笠間市で、レジ袋削減のために、環境チケットというのを商店街の方たちに発行していただいて、それを集めて、1枚2円なんですけれども、各福祉施設とか各学校に寄附をさせていただいております運動をしております。しかし、なかなかこのマイバッグというのは実行されなくて、私たちの統計でも本当に伸び率が悪かったんですね。ですけれども、先ほどのお話では、笠間市もレジ袋がいよいよ、全体ではないんですけれども、幾つかの企業の協力をいただいて、有料化されるということが大体決まってきたような感じだと思いますけれども、そうなりますと、自分の身に降りかかってくると、どなたも持って歩くんじゃないかなと思って、その時点でこのマイバッグというものが利用されていくのじゃないかなと思っております。

ちなみに、ひたちなか市が、有料化にされて大きな混乱ができるんじゃないかなと思っていましたんですけれども、一つもそういった混乱はなくて、スムーズに事は進みまして、1カ月足らずのうちに80%のマイバッグ利用者が達成できたということですので、笠間市としても、これから有料化に向けてこのレジ袋削減には大きな成果が出るんじゃないかなと思っております。

この環境問題の方に対しましては、笠間市の職員さん800人の方が今どの程度の利用されているのか、ちょっとわかりましたらご答弁をお願いしたいと思います。

その2点です。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 再度の質問の中で、要望、あるいは意見等大分いただきました。

まず、遊休農地の相談につきましては、農政でも結構ですし、農業委員会でもいいと思います。また、農業関係機関の中でいろいろな相談しています。検討しています。そういう中では、ぼさぼさになっちゃってから相談来られてもどうしようもありませんので、ま

ずきれいなうちに相談いただければ、早い方がいいのかなという気がします。

それから、集落営農につきましては、水稻栽培ですか、過剰投資してやっている中では、やはり農地全体を地域全体で使っていくというのが今後の方向ではなかろうかなと思います。

それから、食の安心安全もございました。

それから、分布図の取り組みですが、まず土地改良完了後の優良農地、ここをメインにしていかなくちゃならないと。そのほかには、山間地に傾斜があるところや狭隘なところ、いろいろ畑を中心にしたところがございますけれども、まずは土地改良完了後の優良農地を早目に取り組みながら、そこを整理して、どのぐらい経費がかかるのか、どういう問題あるのか、こういうことを優先的に取り組んで、分布図はもうできておりますので、集落の中の簡単な形での把握はできると思いますが、そのほかの農地の分布図となると、非常に細かかったり、細かい分布図についてはなかなか難しいのが実態ではなかろうかなという気がします。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 萩原議員の2回目の質問にお答えいたします。

今後の環境の取り組み等につきましては、進行管理を行いまして、市報などを通じまして広く市民の皆さんに周知しまして、ご協力を促していきたいと思っております。

市役所内につきましては、先ほど申し上げましたように、地球温暖化対策促進実行計画等がございますので、これらをもとにして、今後の環境の負荷の低減に取り組んでまいりたいと思っております。

あとレジ袋削減で、意識高揚を図るためにマイバッグなど配布いたしましたけれども、どれぐらいの利用かというのは、スーパーなどは相当利用していると聞いておりますけれども、まだコンビニ等ではレジ袋を持ってくる方も見受けられますので、職員は環境保全取り組みのリーダー的立場でございますので、今後とも、庁内の推進会議や市の職員の事務研究会を通じまして、マイバッグの利用等の周知を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 13番萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） ありがとうございます。

一応、遊休農地の利用法なんですけれども、私の調べた範囲内で、いろいろな取り組みをされているので、少しばかり紹介をさせていただきます。

地域によりましては、景観を考えて利用しているというところもあります。まさしく笠間市は観光の笠間ですので、そういったのもいいんじゃないかなと思います。道路沿いの遊休農地にはヒマワリを植えるとか、やっているところもあるんですけれども、そういった花々を植えて土地改良等にも努めるという話もありますし、また市民を巻き込んでジャ

ガイモをつくったり、大豆をつくったり、あるいはトウモロコシを立てたりということもしておりますので、いろいろな取り組みというのはこれからなされるんじゃないかなと思いますので、執行部のこれからの行政に期待をしたいと思います。

マイバッグの方は、市の職員さんがうれしそうに持っていた写真が載っておりましたよね。しかし、たまにお昼休みのときに、前のコンビニさんなんかには職員さん行く姿を見らなすけれども、白いレジ袋を下げて帰ってくる姿を見ますと、ちょっと寂しい感じがしますので、ぜひともそういったことのないように、いただいたマイバッグを有効に使っていただきたいと思います。

やはり地球温暖化を防止することは人類の共通の願いでありますので、皆さんと一緒にやっていければなと思っておりますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（石崎勝三君） 萩原瑞子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、2時15分に再開します。

午後2時04分休憩

---

午後2時15分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 蛸澤幸一君が着席をいたしました。

次に、17番 町田征久君の発言を許可いたします。

17番（町田征久君） 17番議員町田です。

さきに通告しました市の放棄地対策について、2、耐震対策について、3、岩間中学校にナイター設備設置の3点を質問いたします。

まず、1点目、市長が施政方針の中で述べている市内の792ヘクタール以上の耕作放棄地について、年次計画を立てた上で、土地改良実施等優良農地を優先に、バイオ燃料を視野に入れた遊休農地活性化緊急対策事業を実施すること、どのような方法でいくのか、具体的に説明を求めます。

2、耐震対策について、笠間市でも耐震改修が急ピッチに進められ、友部中学校、岩間中学校の改築、県内の市町村の施設は2015年までに耐震化率90%達成を目標とのこと、笠間支所を含め、1981年以前に建築された市所有の施設はどのくらいあるのか、お伺いします。

3点目、岩間中学校にナイター設備設置を。現在、岩間中学校にはナイター設備が設置されていない、設置をお願いします。また、テニスコート3面にも設置をお願いしたい。

それから、中学校のナイター設備ですが、ほんのグラウンドを照らす程度の照明が二つあります。それから、テニスコートには一つあります。岩間の教育施設には、グラウンド

も、それから学校にも、一つとしてきちんとした夜間照明がございません。皆さんもご存じのとおり、笠間、友部には立派なナイター設備がついております。この点をよくお含みの上、教育次長に前向きな回答をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 町田議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、農地の荒廃が大変進んでいる状況でございます。今回の中国野菜問題など海外に依存したためと、改めて現在食料のあり方というものに対して国民が注目して、一方で食料の自給率向上というものが重要視されているわけでございます。

そういう中で、現在、議員がおっしゃったように、市内の耕作放棄地の状況は792ヘクタールあり、そのうち土地改良を実施した地区においては56.3ヘクタールございます。大部分が未整備地区内のクリ畑を含む畑地帯でございます。主な原因としては、農産物価格の低迷や海外依存に伴う低所得化、農業従事者の減少、販路の問題など、未整備地区の不便性が考えられるところであります。

また、耕作放棄地には、山林化など復元に多大な費用がかかる農地や、少し手を加えれば復元できる農地など、さまざまな形態があるわけでございます。

こういう現況の中で、本年度から重点施策として、土地改良区、農業委員会及び関係機関と連携をとりまして、土地改良実施地区の耕作放棄地の解消を図る取り組みをしていきたいと考えております。

その対策の方法としては、集落営農組織の育成による担い手の確保、水稻にかわる飼料用作物、バイオの原料を視野に入れた菜種などの景観作物、さらには落花生やゴマなどの導入を考えていきたいと考えております。

現在、これらを進める上で、市では、関係機関と連携を図りながら、平成19年から3カ年計画で、試験的に小原、福原地区において、当市に合った農産物、先ほど言いました落花生やゴマ等でございますが、バイオを視野に入れた景観作物について、労力や機械化、経費、販路、補助金等について調査研究を進めております。今年度の予算にも、約180万円ほど、190万円近い対策及び推進費を計上をさせていただきました。

また、昨年から県北地域遊休農地解消事業を取り入れ、県の事業でございますが、県北総合事務所普及センター、土地改良事務所、農林振興公社などプロジェクトチームを立ち上げて、検討を進めている状況でございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 17番町田議員のご質問にお答え申し上げます。

笠間市が管理する施設、全体でございますが、93施設でございます。内訳といたしまして、小中学校などの学校施設が23施設、公民館、図書館、体育館などの社会教育施設が23施設、それ以外の庁舎、病院、福祉施設、消防、市営住宅などについて47施設となっております。

ご質問の1981年以前に建築されました施設は、37施設でございます。そのうち、耐震改修促進法に基づきます耐震化への努力義務の対象となっております特定建築物は、学校施設で15施設、社会教育施設で3施設、それ以外の施設で1施設となつていただいております。総数では19施設となっております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） 町田議員のご質問にお答えしたいと思います。

岩間中学校グラウンド及びテニスコートにナイター設備を設置してはというご質問でございますけれども、現在、ナイターというか、簡易的なナイター設備が設置されておりますのは、笠間小学校、あと友部中学校グラウンド、サッカーグラウンドの方になりますけれども、そちらの方に、サッカー少年団の方からご寄附をいただきまして設置されているものが2カ所でございます。また、旧友部町におきまして、友部第二中学校グラウンドに、特に旭町地区が勤労者が多いということがございまして、夜間の学校施設開放として設置されたものが友部第二中学校の方に設置されております。

議員ご質問のとおり、岩間中学校改築工事に合わせて設置してはというのは十分理解できますけれども、現行教育施設の状況等を見ますと、建築後数十年たっている校舎が多いということで、先ほど議員の方からご質問がありましたように、耐震診断、老朽化による大規模改造、そういうものを行わなければならない施設が相当あります。そういうものを優先的に取り組んでいきたいなと思つていただいております。

議長（石崎勝三君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） 再質問いたします。

バイオ燃料、口では簡単ですが、実施は大変な苦勞が要りますよ。私は、別して言いませんが、ふるしきを上げ過ぎたんじゃないかと。実際にこの放棄地に中に入って見ましたか、市長は、それから産経の部長も。質問があったら、その放棄地とは、つぶさに見てもらいたいと思つています。

なぜかといったら、私は、10年前に3反歩の放棄地にトラクターを入れて、解消しようと思つたんです。ところが、中へ入って行ってトラクターを回しましたが、全然トラクター回りません。無理に回したら、今度はツタが絡んで出るに出られなくなったといういきさつがあります。

私はなぜこの問題について強く言うかということ、10年前に土地改良の事務局長をやり、

つづさに岩間じゅうの田んぼ、畑を見て回りました。岩間のことで申しわけないんですが、大体5工区に分かれております。それで、1ヘクタールも2ヘクタールもずっと耕作放棄地ではないんですよね、ぼつり、ぼつり、ぼつり。高齢化が進み、1俵2万3,000円の米が今は1万2,000円、1反歩つくと大体1万2,000円が赤字です。こういう米価の低価格では、つくらない方が得、そのうちに1年、2年、3年とするうちに手のつけられないような放棄が出るんです。放棄というのは権利を放棄するんですね。だが、この放棄地は、防災上、それから大変に病虫害の巣になります。

この前も農協の集まりで、緊急の減反政策で、例えば5年分を5万円お支払いします。ただし、その間に大豆をつくってくださいと。上と下が田んぼで、水をかければその間の田は水浸しです。大豆なんてつくる状態じゃないんです。そういうことで、5年分を1年でお支払いしますが、3年目に減反しなかったらお金は返してもらいますというようなお話です。全くお粗末な農政です。

確かに、見てのとおり、どこの地区でも65歳、70歳、80歳の方がトラクターを運転してやっているのが現実でありまして、もう土地離れが進んでおります。

だから、私が言うのは、土地改良区の工区ごとにお願いをする方法と、それからバイオ燃料にしても、土浦市でも始まりますが、これは笠間市だけの問題ではありません。県、国、本当にこれを解決する方法は、私、本当に不可能に近いだろうと。

たまたま今度は市が、市長の施政方針の中にこの問題提起がなされ、年次計画のもとにバイオ燃料をつくるということ、これはすばらしいことだと思いますよ。大変なのはわかっていますが、別してあえて言うなら、勇気のある施策を出したと思います。ひとつこれは、何らかの形で実現していただきたいと思います。

それから、2番目の耐震対策でございますが、ここに資料がございます。本県は、中央防災会議で想定された県南部地震が発生した場合、土浦市やつくば市など32市町村で、耐震6弱以上の揺れが生じたとき、建物3万棟が全壊、死者は300人、負傷者8,000人と予測されています。国は建築物の耐震化を被害軽減の最重要課題と位置づけている。

ただ、先ほどお聞きした中で笠間支所が抜けていましたよね。何か私に言わせれば、笠間支所一番古いから、お答えしなかった方がいいんじゃないかというふうに聞こえたんですよ。笠間支所、これは一番古いんですよ。

ある人が言うのには、地震が来たら職員は一番先に逃げると。これも冗談ではないですね。急いで本当に逃げるほかないんですから。だけど、対策の拠点になるんですよ、消防署と支所というのは。ひとつこれ、地震が起きてからでは間に合わないと思うんですよ。

予算の苦しい中で岩間中学校の改築、学校の改築は本当に必要、順次必要なところからやっていってほしい。また、あそこの笠間給食センター、私に言わせれば全く古いですね。あれも生徒の給食をつくる場所でございますので、一番先に確保しなくちゃならない場所だと思います。これから少子化が進み、給食センターの統廃合という形も将来に向

かって展望を持っているのかお聞きします。

それから、岩間中学校、ナイター設置なんですけど、欲を言えば、岩間はB & Gのグラウンドのナイター設備をお願いしますというのは、あそこができたときからお願いしているんです。それから、三小のサッカーの子供があそこら近辺で集まるのに、消防署から電気をとって小さいナイターで練習をしているという形です。岩間の総合グラウンドは、土曜日になると、きのうも一昨日も、スポーツ少年のサッカーが300人ぐらい集まって試合をやっているんですね。きのうは、私もソフト早朝行っているものですから、ぐじゃぐじゃに田んぼの中をイノシシがこね回したようなグラウンドになっているんですよ。

全部軽トラできれいに整地して、担当者の責任者に毎回言っているんですよ。グラウンドを整備して帰りなさいと。子供たちにそのしつけも大変大事ですよと。なかなか実行されません。これひとつ教育次長の方から、グラウンド使用についてのお願いをしてください。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 町田議員の耕作放棄地の件についてお答えをさせていただきたいと思えます。

町田議員おっしゃるように、長い間放置された土地は、もとの形に戻すというのには大変な費用と労力がかかると思えます。また、反面、それほど放置期間が長いものではないものについては、簡単ではございませんが、やりやすいという点があるわけでございます。

市としましては、当然バイオの取り組みもありますが、まず耕作放棄地をどうしていくかという観点で考えて、その結果としてバイオの方につながっていけばいいなと思っております。

ちなみに、各地区の土地改良区の放棄地の状況でございますが、先ほど56.3ヘクタールと申し上げましたが、特に岩間地区がそのうち48.6ヘクタールということで多い状況になっております。重点地区としては、岩間地区を考えながら取り組んでまいりたいと思っております。

おっしゃるように簡単なものではございませんけれども、だからといって耕作放棄地の対応を何もなくていいのかというわけではないと思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 町田議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

笠間支所庁舎の耐震化についてどう考えるのかというご質問でございますけれども、笠

間支所庁舎の整備を進めるに当たっては、老朽化が進んでいるということで、笠間市役所基本構想にございますように、取り壊しを基本に考えてございますが、その前段として、市民の視点に立って市民サービスを低下させないことを念頭に置きたいと。

そういったことで、組織機構の見直し、支所機能のあり方について十分に検討を行ってから、整備計画を立てる必要があると考えてございます。今後、議会や市民のご意見を十分伺いながら検討し、整備計画を決めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） それでは、笠間の学校給食センターの件でございますけれども、センターは昭和45年に建てられまして、約38年が経過しているところでございます。今現在、教育委員会としても何とかしなくてはならないのかなと考えておりますし、また建てかえの時期等についても今後十分に検討してまいりたいと思っております。

また、給食センター、自校方式の統廃合の件でございますけれども、将来的には十分考えられることでございますので、重要な課題として教育委員会の方も今後取り組んでまいりたいと思います。

また、グラウンドの使用後のマナー的なものがございますけれども、4月になりますと、スポーツ振興会の方でスポーツ施設とか学校開放等の会議がございますので、その中で十分に伝えていきたいと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） 再々質問を行います。

これは何回も言うわけですが、市長は本当に真剣に答弁をしたのがうかがえます。これは自分で施政方針演説をした関係で、これは責任を感じるのが当たり前であって、空答弁では私も怒ろうと思ったんですが、顔色が変わってしまいましたので、この件についてはまた次回ゆっくりやるとして、2番目の耐震対策についてですが、本当にこれは大変なことです。さっき申し上げたとおり、6度弱の地震が来たら、それで各地区で防災対策というような形をつくり、我々の住んでいる地区でも、防災会議を開いて、一番先に井戸水のある家のマップをつくらうという形で話しております。いざ地震が来てからでは間に合いません。

それから、3番目の岩間の中学校ばかりでなく、三小からも10何年前から要望が出されていたんですが、合併前で、今度は合併になったから、新しい教育次長、教育長が素晴らしい人ができたものですから、これは前向きで考えていいんですね。

ひとつここで、答弁でも何でもいい、前向きで検討しますからというお言葉をちょうだいしたいんですが。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君）　すぐというわけにはいかないと思いますが、今後の前向きな姿勢で課題として取り組んでまいりたいと思います。

議長（石崎勝三君）　町田征久君の質問を終わります。

---

散会の宣告

議長（石崎勝三君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議はあす18日午前10時から開きますので、時間厳守の上ご参集ください。大変ご苦労さまでございました。

午後2時42分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長　　石　崎　勝　三

署　名　議　員　　上　野　　登

署　名　議　員　　横　倉　き　ん